

第3期多度津町子ども・子育て支援事業計画

**令和7年3月
多度津町**

目次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体制.....	3
第2章 多度津町の現状.....	5
1. 統計からみる多度津町の状況	5
2. 保育・教育等の状況	10
3. 母子保健の状況.....	13
4. アンケート調査結果からみた現状	16
第3章 めざすべき姿(計画の基本理念等)	23
1. 計画の基本理念.....	23
2. 基本方針.....	24
3. 施策体系.....	25
第4章 子ども・子育て支援のための基本施策.....	26
1. すべての子どもの健やかな成長を町ぐるみで応援します	26
2. すべての家庭(保護者)の楽しい子育てを町ぐるみで応援します	41
3. 子育てや子育ての喜びを共有できる地域づくりを応援します	58
第5章 子ども・子育て支援のための事業計画.....	67
1. 市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項	67
2. 子ども・子育てに係る事業量の見込み等の考え方	67
3. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	69
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	71
5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策	86
第6章 推進体制.....	87
1. 計画の周知.....	87
2. 関係機関等との連携・協働.....	87
3. 計画の進行管理.....	87
第7章 資料編.....	88
1. 多度津町子ども・子育て会議委員名簿	88
2. 用語集.....	89

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

我が国における合計特殊出生率（女性が一生の間に生むとされる子どもの平均数）は、令和5年には1.2と統計を取り始めて以降最も低い数値となりました。人口を維持するのに必要な2.08を大幅に下回り、少子化の進行は危機的な状況となっています。

また、低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、子育ての孤立化、児童虐待、貧困、不登校やいじめなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このようななか、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、保育の量的拡大と確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子どもを育てやすい社会を形成することが求められています。

令和5年4月には「こども家庭庁」が発足され、同時にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。これに基づき、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針等が示されています。

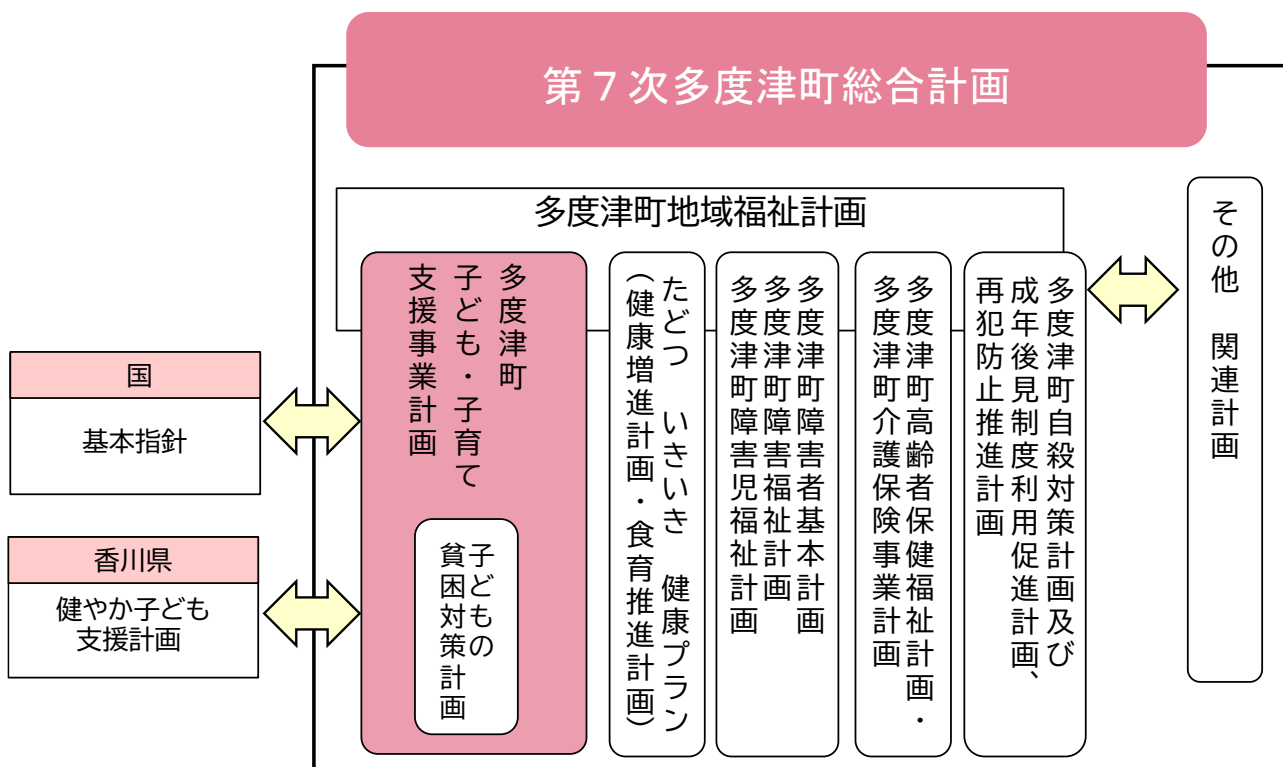
このたび、本町の5年間の子ども・子育て支援の指針となる「第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画」が改定時期を迎えたことから、前述の国の動向等をふまえながら、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備していくことを目的に、「第3期多度津町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」と言います。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づく「市町村行動計画」であり、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」をふまえて策定するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画も包含します。

また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第2項に基づく「市町村計画」も包含するものとします。

さらに、本町の最上位計画である「第7次多度津町総合計画」の分野別計画であるとともに、保健・福祉等の上位計画である地域福祉計画をはじめ、障害者計画や健康プラン等と整合を図り、策定します。



3. 計画の期間

本計画は令和7年度から令和11年度までの5年計画です。

また、社会情勢や町の状況の変化、定めた教育・保育量や地域子ども・子育て支援事業の量等において大きく乖離するなどの状況が生じた場合、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第3期子ども・子育て支援事業計画				
									見直し

4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

第2期計画の成果を検証するとともに、各種子育て支援サービスに関するご意見・ご要望を把握するため、小学生までの子どものいる世帯を対象に、アンケート調査を実施しました。

調査対象	就学前児童	令和6年1月1日現在、町内に在住する次の児童の保護者 ・就学前児童(0～5歳)の保護者全員 ※ただし、同一世帯に就学前児童の兄弟姉妹がいる場合は 1人を無作為抽出		
	小学生	令和6年1月1日現在、町内に在住する次の児童の保護者 ・同一世帯に就学前児童(0～5歳)のいない小学生児童の 保護者全員		
調査方法	郵送配布・回収			
調査期間	令和6年2月2日(金)～2月26日(月)			
回収状況 (有効回答)		配布数	有効回答数	有効回収率
	就学前児童	617 件	481 件	78.0%
	小学生児童	529 件	428 件	80.9%

(2) 計画策定委員会の設置

計画策定にあたって、子どもの保護者や子育て支援に係る当事者 14 名で構成される「多度津町子ども・子育て会議」において、本計画策定について審議を行いました。

開催日	協議内容
令和6年7月29日(月)	●本計画の概要説明 ●第2期計画の評価報告 ●アンケート調査結果報告
令和6年12月18日(水)	●計画素案説明 ●量の見込み・確保方策説明
令和7年2月28日(金)	●パブリックコメントの結果報告 ●計画修正案の提示

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く住民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和7年1月20日(月)～令和7年2月19日(水)
実施方法	町ホームページで公開 健康福祉課窓口のほか、以下の場所に計画書案を設置 (中央公民館、豊原農村婦人の家、四箇地区公民館、白方地区公民館、高見出張所、佐柳出張所)
意見数	0件

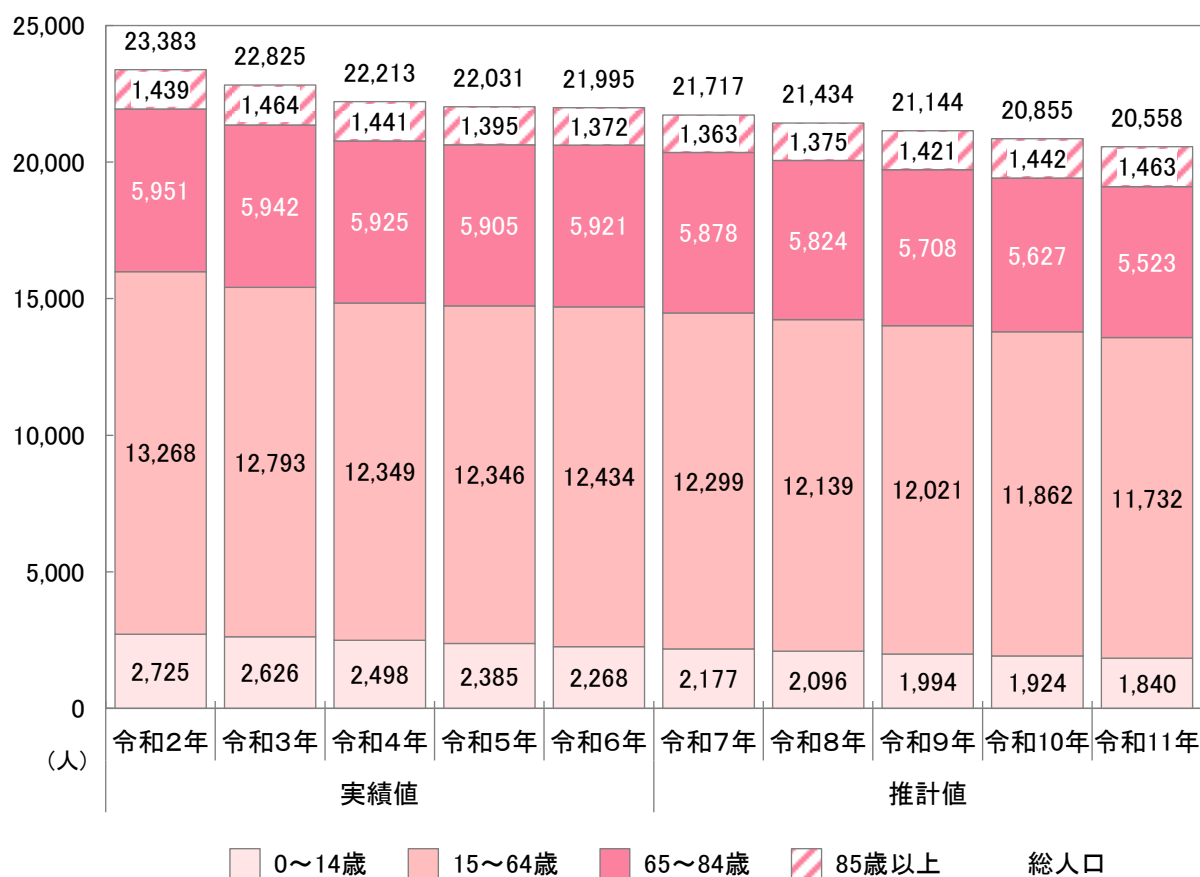
第2章 多度津町の現状

1. 統計からみる多度津町の状況

(1) 人口の状況

①人口の推移・推計

本町の総人口は、令和2年の 23,383 人から令和6年には 21,995 人と4年間で 1,388 人減少しており、令和7年以降も減少していく見込みで、令和 11 年には 20,558 人になる見込みとなっています。



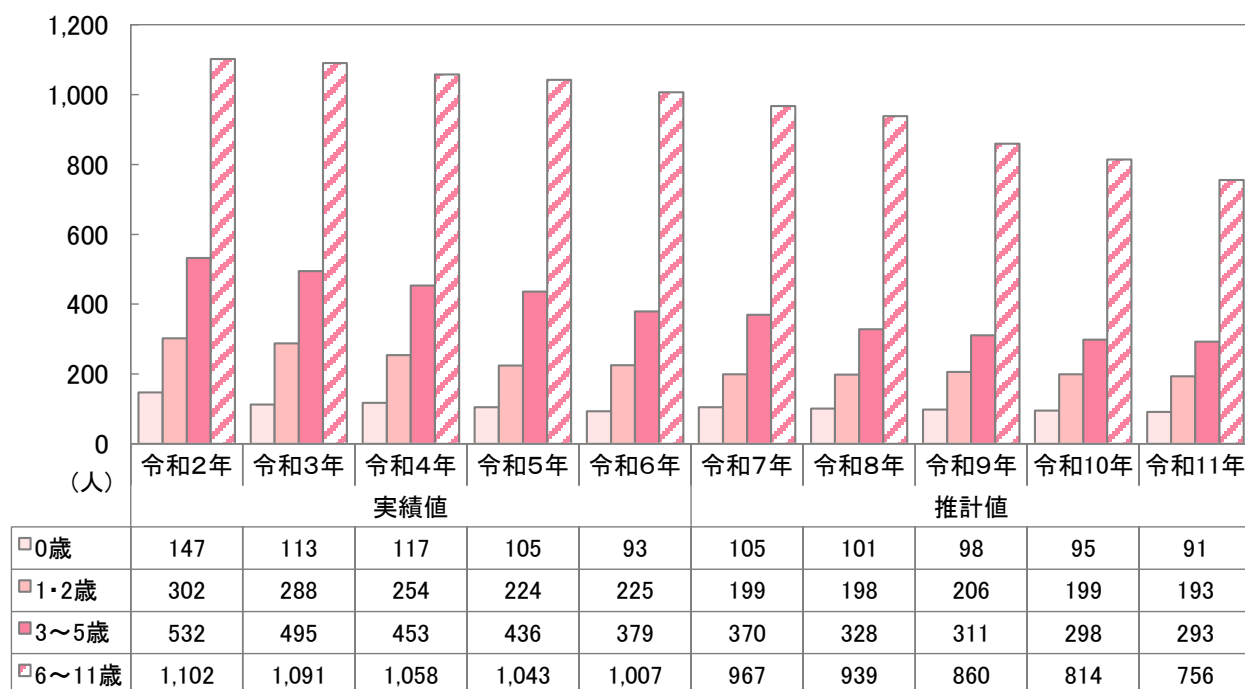
出典：実績値＝住民基本台帳（各年4月1日）、推計値＝実績値をもとにコーホート変化率法により算出
（本計画における教育・保育事業量等を見込むため事務局にて算出）

②子どもの人口推移・推計

総人口と同様に、子どもの人口も減少しています。令和7年以降も減少が続く見込みで、本計画期間の最終年である令和11年には0～11歳の人口が1,333人となる見込みです。

単位：人

	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	2,083	1,987	1,882	1,808	1,704	1,641	1,566	1,475	1,406	1,333
0歳	147	113	117	105	93	105	101	98	95	91
1歳	140	151	109	115	106	93	105	101	98	95
2歳	162	137	145	109	119	106	93	105	101	98
3歳	175	159	132	147	108	118	105	92	104	100
4歳	166	170	157	130	147	107	117	104	91	103
5歳	191	166	164	159	124	145	106	115	103	90
0～5歳	981	896	824	765	697	674	627	615	592	577
6歳	171	187	164	168	164	125	147	107	116	104
7歳	162	175	187	162	163	163	124	146	106	115
8歳	200	163	172	184	162	162	162	124	146	106
9歳	177	198	160	170	183	160	160	160	123	145
10歳	187	178	195	163	172	184	161	161	161	124
11歳	205	190	180	196	163	173	185	162	162	162
6～11歳	1,102	1,091	1,058	1,043	1,007	967	939	860	814	756



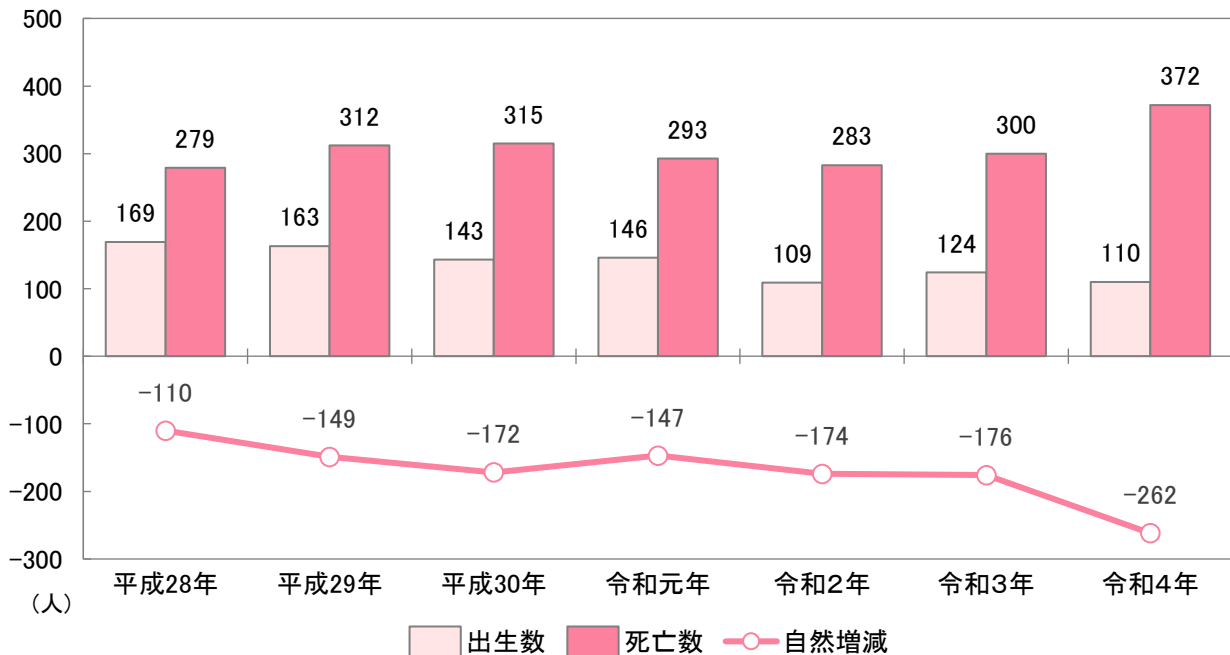
出典：実績値＝住民基本台帳

推計値＝コーホート変化率法による推計（各年4月1日時点）

（本計画における教育・保育事業量等を見込むため事務局にて算出）

③出生数・死亡数の推移

出生数から死亡数を差し引いた自然増減はマイナスであり、直近5年間では平均186人程度の人口減となっています。

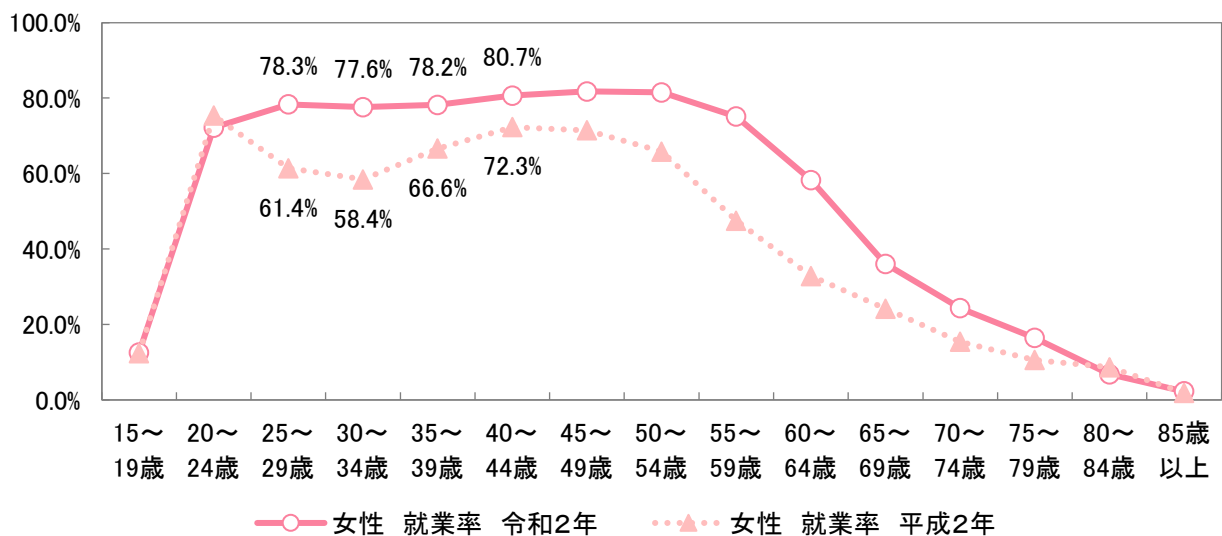


出典:人口動態調査

(2) 就労・未婚率の状況

①女性の就業率

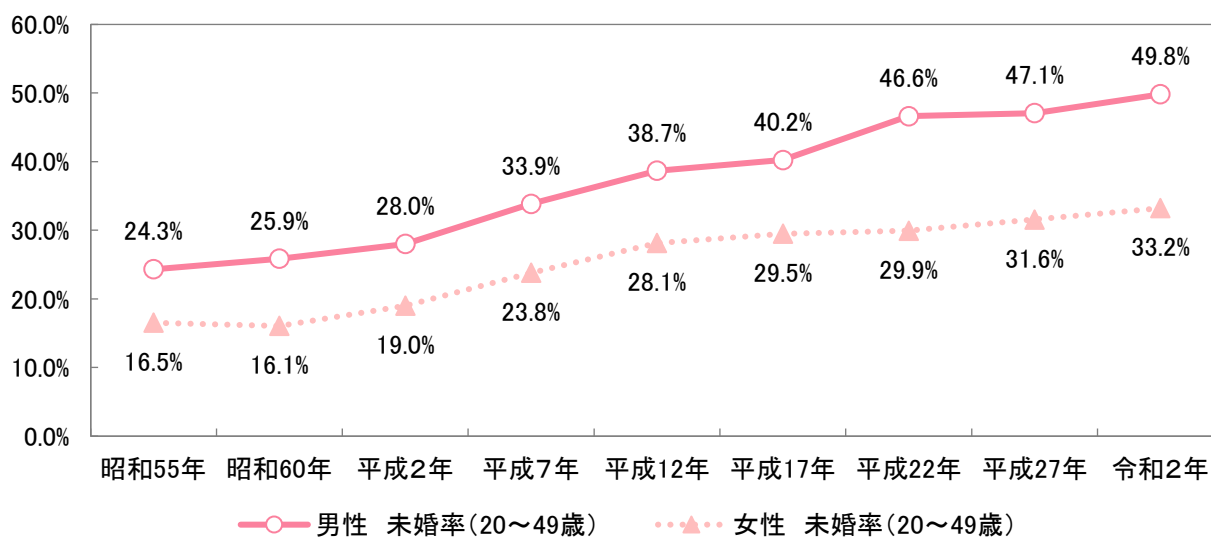
女性の就業率(15歳以上の人口に対する就業者の割合)をみると、平成2年時点では25～34歳の区分において(結婚や出産などを理由に離職し)就業率が低下する、いわゆる「M字曲線」状の就業率となっていました。令和2年には、ほぼすべての区分において、働く女性の割合が増えており、25～34歳での就業率の低下によるM字曲線がみられなくなっています。



出典:国勢調査

②未婚率の推移

20～49歳の未婚率は男女とも増加傾向で、令和2年では、男性は49.8%、女性は33.2%となっています。

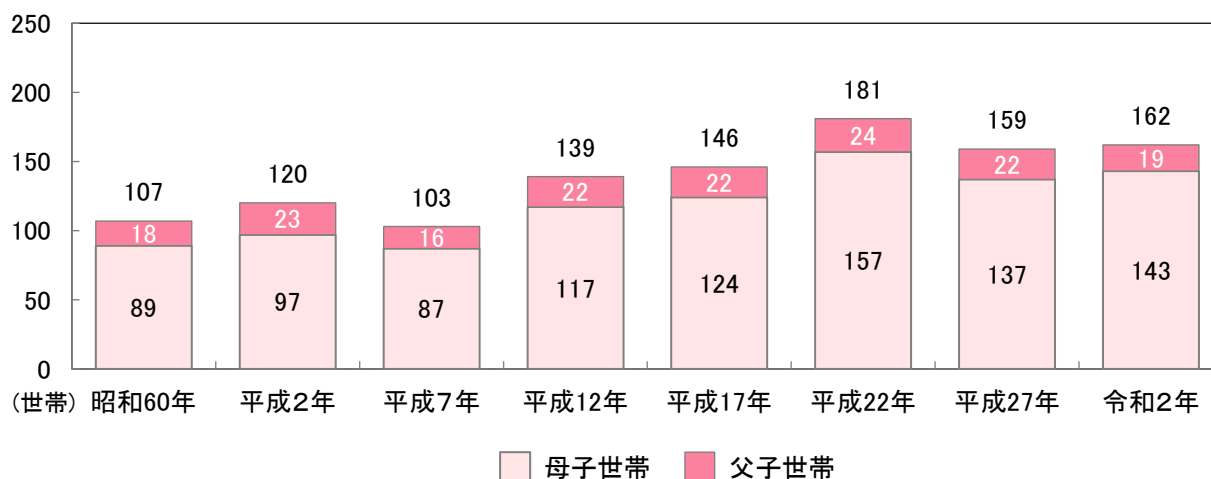


出典：国勢調査

(3) 世帯の状況

①ひとり親世帯数の推移

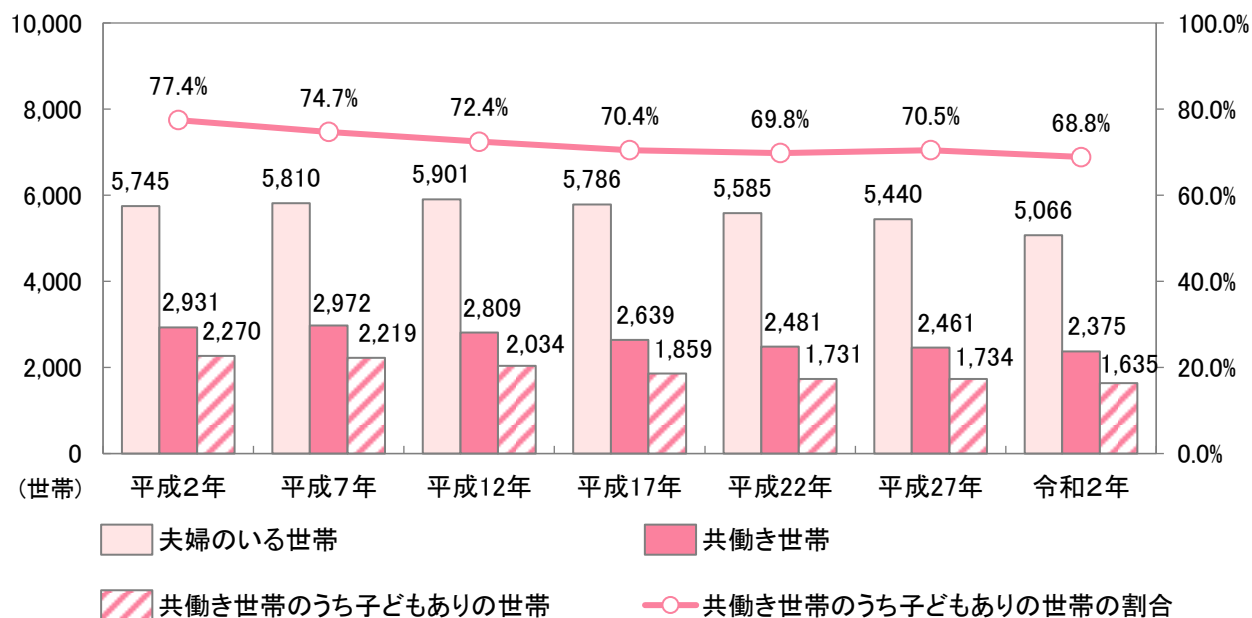
ひとり親世帯数(母子世帯・父子世帯)は、増減を繰り返しているものの、平成22年にかけて増加傾向で推移し、平成27年、令和2年は平成22年より減少しています。



出典：国勢調査

②共働き世帯数の推移

共働き世帯数の推移をみると、平成7年以降減少傾向となっています。共働き世帯のうち子どものいる世帯の割合についても、減少傾向となっており、令和2年では68.8%（1,635世帯）となっています。



出典：国勢調査

2. 保育・教育等の状況

(1) 保育所の状況

本町には、私立の保育所が5か所あります。令和6年4月1日現在の入所状況は325人となっています。

【保育所の状況（令和6年4月1日現在）】

施設名	定員(人)	入所状況(人)	延長保育	乳児保育	地域子育て支援センター
多聞院保育所	60	50	○	○	○
豊原保育所	125	132	○	○	○
三井保育所	100	100	○	○	
白方保育所	40	41	○	○	○
今治造船堀江保育所	5	2			
計	330	325			

(2) 幼稚園の状況

本町には、公立の幼稚園が3か所あり、令和6年5月1日現在の入所状況は108人となっています。

【幼稚園の状況（令和6年5月1日現在）】

施設名	定員(人)	入園状況(人)	預かり保育(延長保育)
多度津幼稚園	100	26	通 常 日: 保育終了後から午後6時まで 長期休業中: 午前8時40分から午後6時まで
豊原幼稚園	135	50	
四箇幼稚園	100	32	
計	335	108	

(3) 認定こども園の状況

本町には、私立の認定こども園が1か所あり、令和6年4月1日現在の入所状況は107人となっています。

【認定こども園の状況（令和6年4月1日現在）】

施設名	定員(人)	入所状況(人)	延長保育	乳児保育	一時預かり	休日保育	地域子育て支援センター
愛光こども園 〈幼保連携型〉	1号:15 2号:57 3号:53	107	○	○	○		○
計	125	107					

(4) 小学校の状況

本町には、公立の小学校が4か所あり、令和6年5月1日現在の児童数は1,008人(町外小学校ほかを含む)となっています。

【小学校の状況(令和6年5月1日現在)】

施設名	学級数	児童数
多度津小学校	13	243
豊原小学校	18	412
四箇小学校	16	289
白方小学校	6	46
町外小学校ほか		18

(5) 中学校の状況

本町には、公立の中学校が1か所あり、令和6年 5 月1日現在の生徒数は564人(町外中学校を含む)となっています。

【中学校の状況(令和6年 5 月1日現在)】

施設名	生徒数
多度津中学校	506
町外公立中学校	10
町外私立中学校	48

(6) 放課後児童クラブの状況

本町では、小学校区ごとに放課後児童クラブを設置しています。また、私立の放課後児童クラブが2か所あります。

【町内の放課後児童クラブ利用状況（令和6年4月1日現在）】

クラブ名	利用状況		開所時間
	低学年	高学年	
多度津校区放課後児童クラブ	55	－	平日 放課後～18:15
多度津校区四つ葉クラブ	－	27	第4土曜日 8:00～18:15
豊原校区放課後児童クラブ	36	－	平日 放課後～18:15
豊原校区四つ葉クラブ	27	57	第4土曜日 8:00～18:15
四箇校区放課後児童クラブ	60	－	平日 放課後～18:15
四箇校区四つ葉クラブ	－	24	第4土曜日 8:00～18:15
白方校区放課後児童クラブ	16	8	平日 放課後～18:15 第4土曜日 8:00～18:15
計	194	116	

【放課後児童クラブ（保育所実施分）利用状況（令和6年4月1日現在）】

クラブ名	利用状況		開所時間
	低学年	高学年	
豊原保育所たけのこクラブ	30	－	平日 放課後～19:10 土曜日 7:10～18:00
多聞院保育所なかよしクラブ	16	9	平日 放課後～19:00 土曜日 7:10～18:00

3. 母子保健の状況

(1) 妊産婦への支援状況

母子健康手帳は町健康福祉課で交付しており、子育てのスタートの大切な機会として、保健師及び助産師による面接を実施しています。また、妊婦の健康状態等を確認するため、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、妊婦訪問指導を行っています。

【妊婦への支援の状況】

事業	内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子健康手帳	交付数(人)	119	115	93	94	90
妊婦健康診査	実人数(人)	129	116	156	91	85
	延人数(人日)	1,389	1,414	1,263	1,057	1020
妊婦歯科健康診査	実人数(人)	50	57	54	28	45
県外妊婦健康診査	延人数(人日)	43	45	16	8	15
1か月児健康診査 (医療機関委託)	実人数(人)	78	112	120	84	80
	延人数(人日)	124	147	120	121	110

各年度末現在。令和6年度は見込み値。

(2) 乳幼児健康診査

乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・5歳児健康診査を実施し、乳幼児の心身の健康づくりに努めています。

5歳児健康診査の受診率は毎年 100%近くを維持しており、ほかの健康診査も90%台後半で推移しています。

【乳幼児健康診査の状況】

事業	内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児健康診査 (集団健診)	受診者数(人)	143	121	105	98	88
	受診率(%)	97.3	96.8	97.2	97.0	98.0
1歳6か月児健康診査	受診者数(人)	140	136	116	106	100
	受診率(%)	95.9	98.6	97.5	100.0	98.0
3歳児健康診査	受診者数(人)	176	131	145	138	111
	受診率(%)	98.3	99.2	97.3	98.6	98.0
5歳児健康診査	受診者数(人)	168	170	157	128	146
	受診率(%)	100.0	99.4	100.0	100.0	100.0

各年度末現在。令和6年度は見込み値。

(3) 乳幼児健康相談

乳幼児とその保護者を対象に、心身の健康、育児や食生活、口腔の衛生等について保健師、管理栄養士、歯科衛生士が相談に応じています。

【乳幼児健康相談の状況】

事業	内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
9～10 か月児 健康相談	受診者数(人)	143	106	112	101	85
	受診率(%)	89.4	90.6	95.7	98.1	95.0
2歳6か月児 健康相談	受診者数(人)	181	104	151	112	98
	受診率(%)	94.8	92.0	96.2	91.8	95.0
こども相談	回数(回)	12	18	19	13	13
	人数(人)	98	147	137	111	120
ことばの相談	回数(回)	18	16	16	17	18
	人数(人)	121	110	109	118	120

各年度末現在。令和6年度は見込み値。

(4) 訪問指導

家庭を訪問し、健康管理や育児不安の軽減、新生児・乳幼児の発育、栄養、生活環境を確認し、育児について必要な情報を提供しています。

新生児・乳幼児数の減少に応じて、訪問児童数も減少傾向にあります。

【訪問指導の状況】

事業	内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	助産師訪問児童数(人)	62	73	54	57	50
	保健師訪問延児童数(人)	336	246	196	199	190

各年度末現在。令和6年度は見込み値。

(5) 各種教室等

妊娠中から育児不安の軽減や子育ての仲間づくり、育児の孤立化防止などを目的に、ママパパ教室やのびのび広場などを行い、参加者の交流の場を提供しています。

【各種教室等の状況】

事業	内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
親子発達支援教室	実施回数(回)	5	3	5	－	－
	参加人数(人)	24	16	12	－	－
ママパパ教室	実施回数(回)	6	5	8	8	8
	参加人数(人)	40	37	81	42	40
離乳食講習会	実施回数(回)	5	5	6	6	6
	参加人数(人)	66	70	58	54	55
のびのび広場	実施回数(回)	45	54	57	51	52
	延参加者数(人)	1,242	466	572	970	1,030

各年度末現在。令和6年度は見込み値。

4. アンケート調査結果からみた現状

(1) 教育・保育事業の利用状況と利用希望

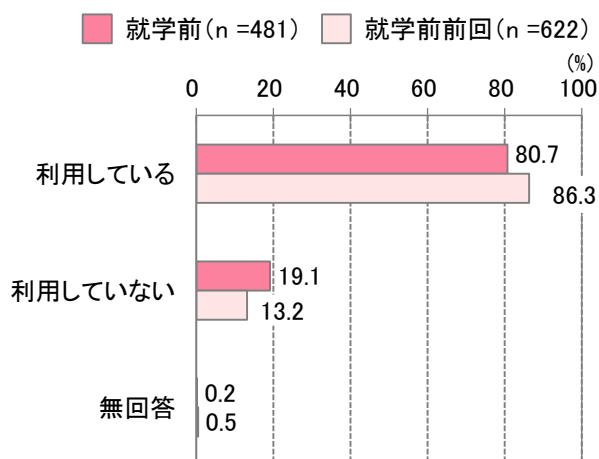
①現在の教育・保育事業の利用状況〈就学前調査〉

- ◆◇定期的に利用している教育・保育事業は、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」の利用が前回調査より増加している。

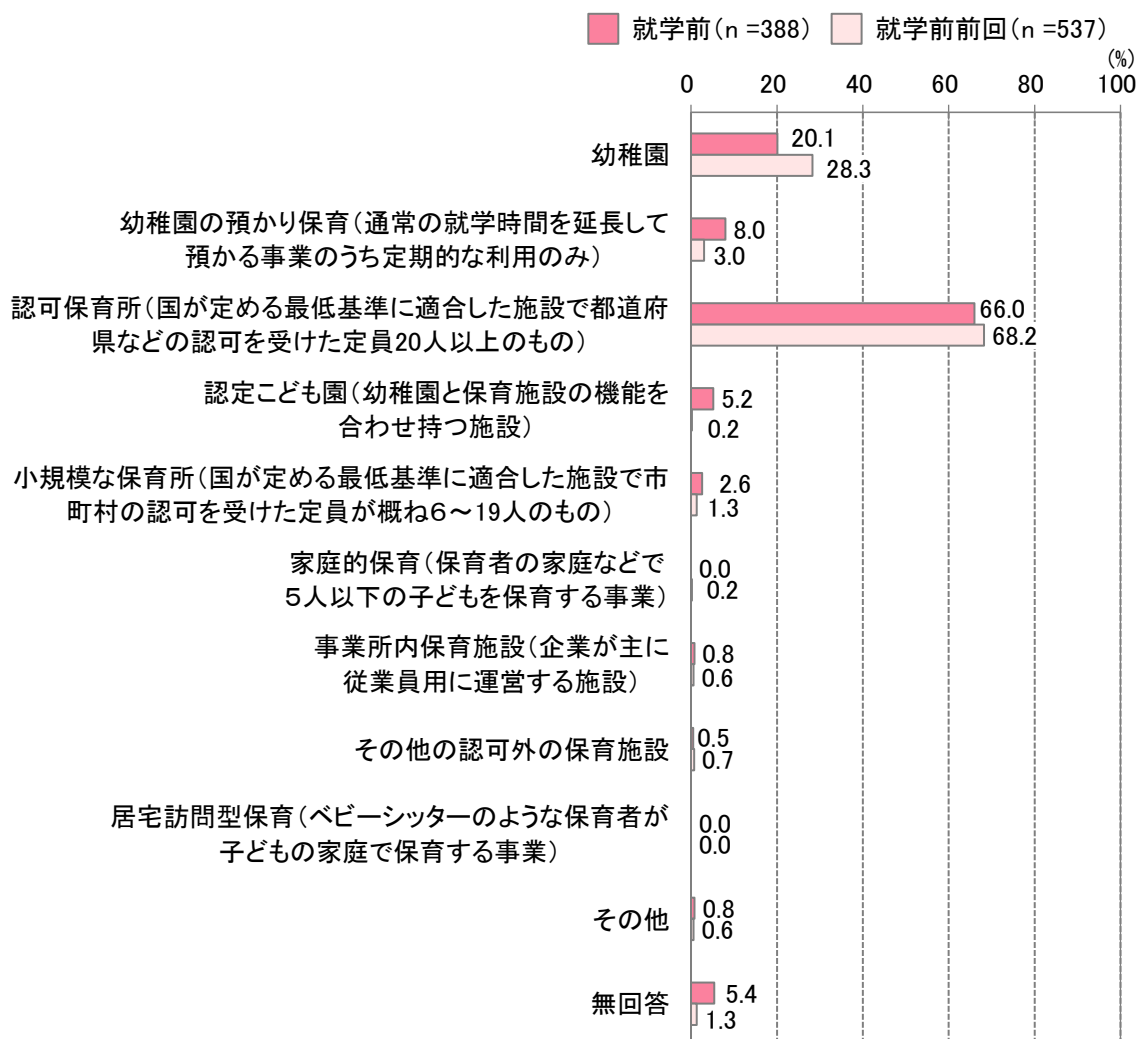
定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が 80.7%となっており、前回調査より 5.6 ポイント減少しています。

定期的に利用している事業としては、「認可保育所」が 66.0%と最も多く、次いで「幼稚園」20.1%、「幼稚園の預かり保育」8.0%と順位としては前回調査と同様であるものの、「認可保育所」「幼稚園」が減少し、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」の割合が増加しています。

【定期的な教育・保育事業の利用の有無】



【定期的に利用している教育・保育事業】

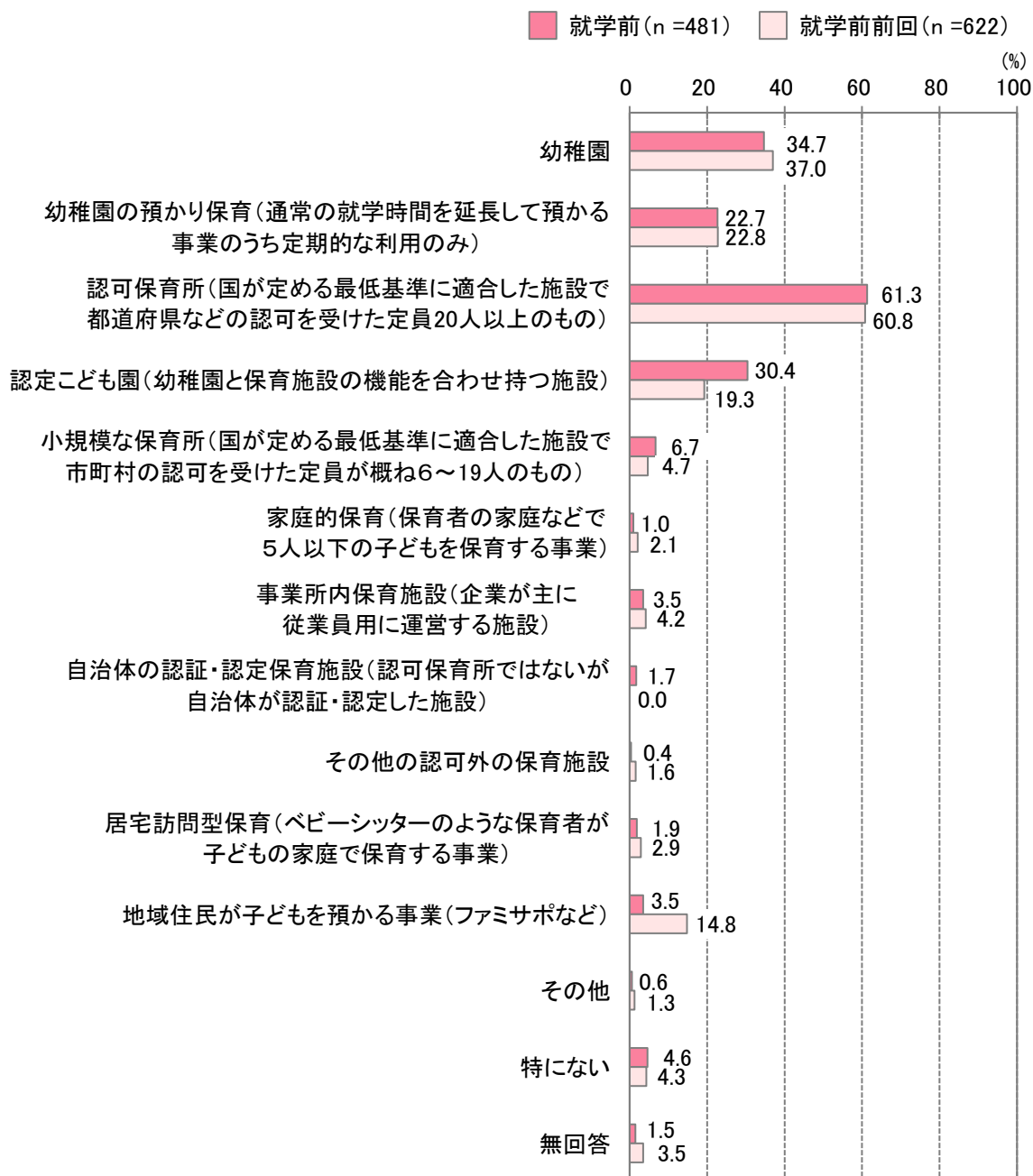


②今後の教育・保育事業の利用意向〈就学前調査〉

◆◇今後定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」「認定こども園」が前回調査より増加している。

今後、定期的に利用したい教育・保育事業について、現在定期的に利用している教育・保育事業と同様の事業が上位を占めています。「認可保育所」「認定こども園」は前回調査より増加しています。

【今後の教育・保育事業の利用意向】



(2) 放課後児童クラブの利用状況と利用希望

①放課後児童クラブの利用状況と利用意向〈小学生調査〉

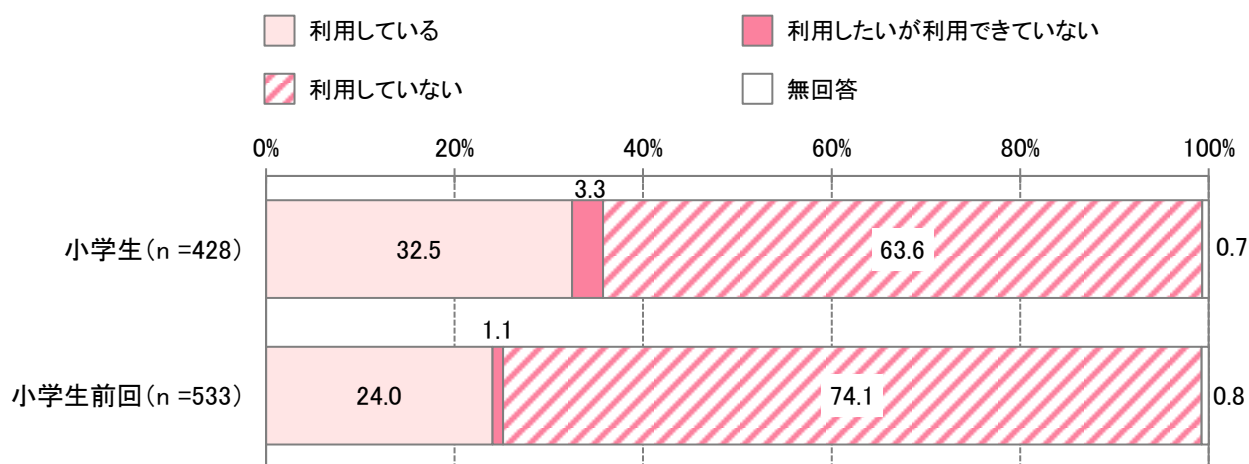
◆◇放課後児童クラブの利用状況・利用希望ともに前回調査より増加しており、放課後児童クラブのニーズが増加している。

放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」は 32.5%、「利用したいが利用できていない」は 3.3%で、それぞれ前回調査より増加しています。

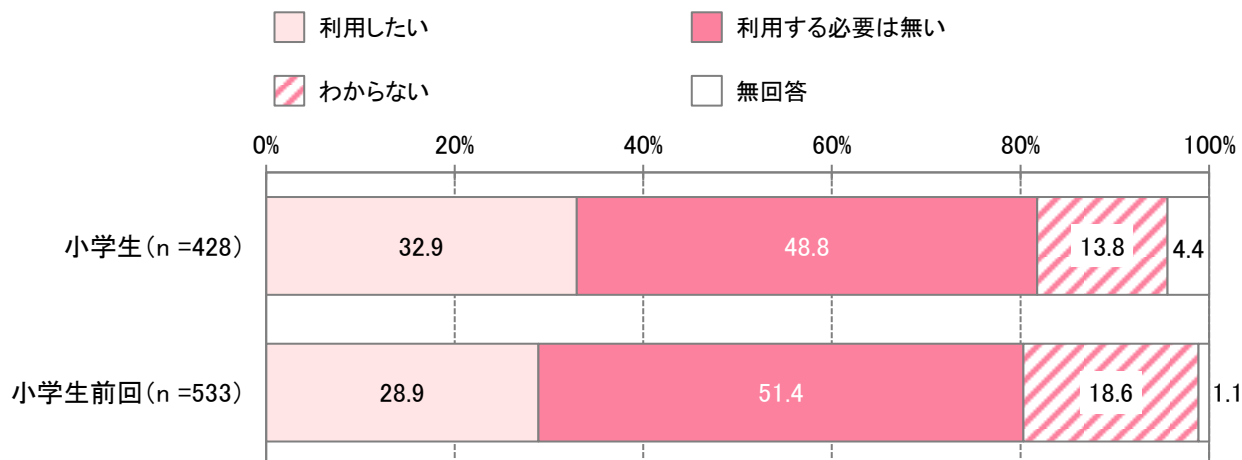
放課後児童クラブの利用意向については、「利用したい」は 32.9%で前回調査より増加しています。

土曜日・日曜日・祝日、長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用意向については、「小学校低学年の間は利用したい」と「小学校高学年になっても利用したい」を合わせた“利用したい”は長期の休暇期間中が最も多く 41.6%、土曜日は 15.1%、日曜日・祝日は 7.0%となっています。

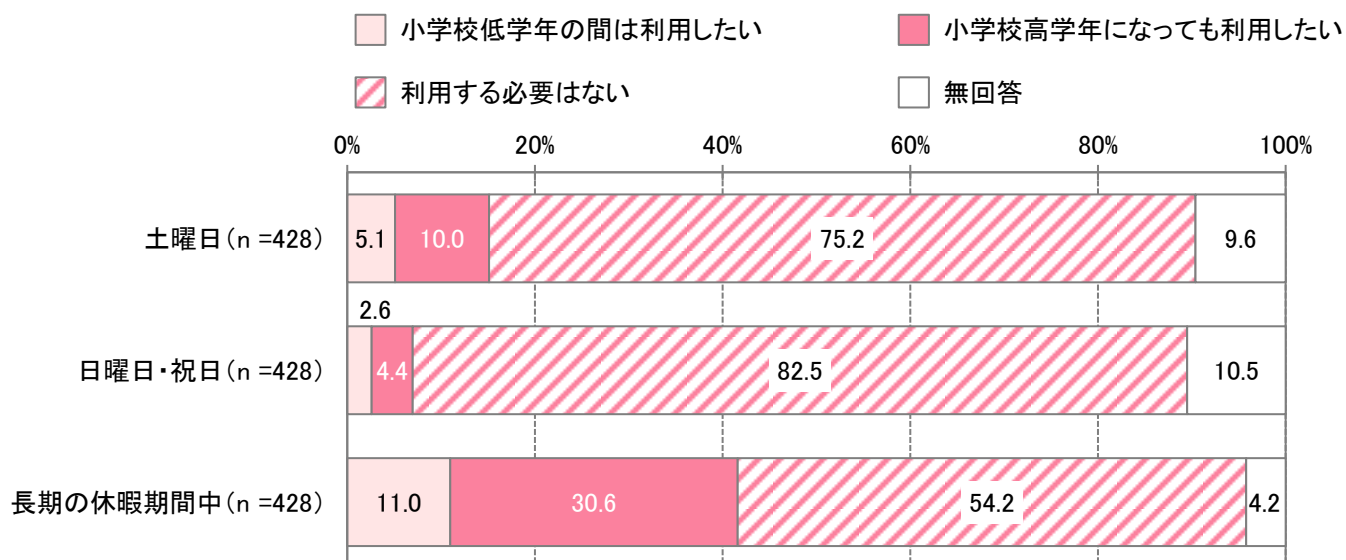
【放課後児童クラブの利用状況】



【放課後児童クラブの利用意向】



【土曜日、日曜日・祝日、長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用意向】

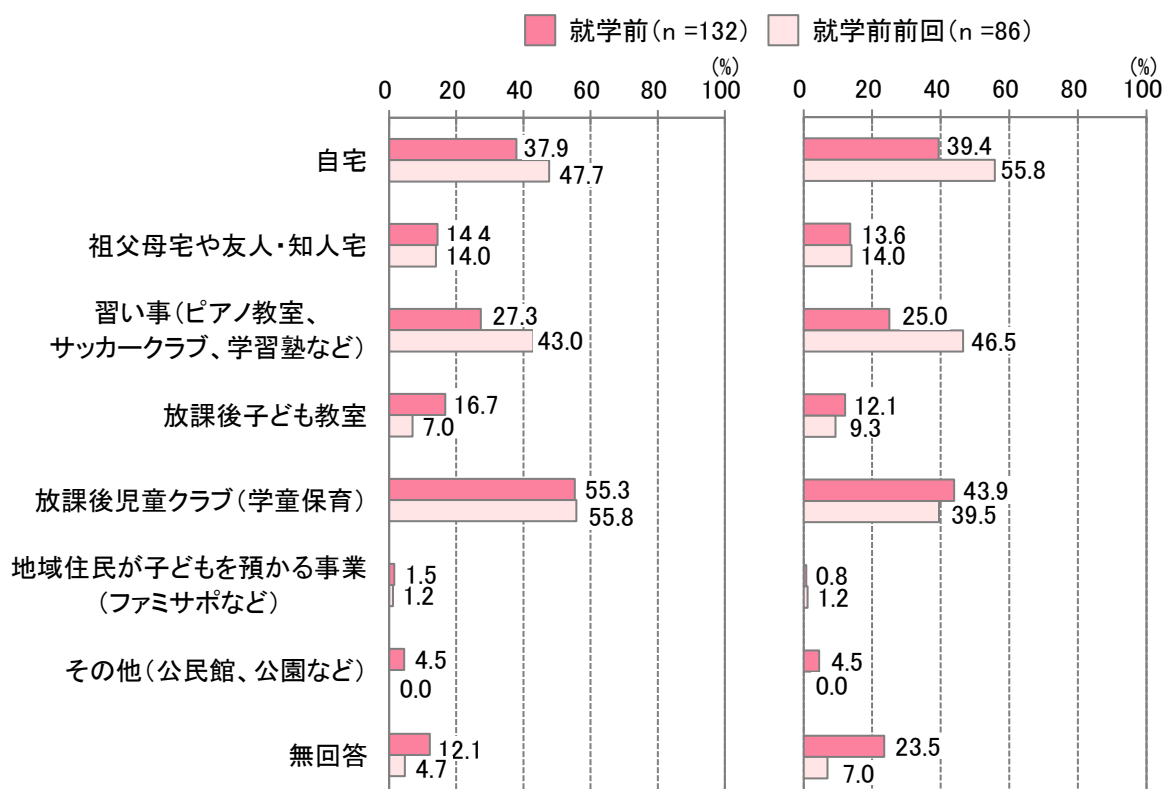


②小学校就学後の放課後を過ごさせたい場所の意向について〈就学前調査〉

◆◇小学校就学後の放課後を過ごさせたい場所について、「放課後児童クラブ（学童保育）」のニーズが高く、高学年では前回調査より増加している。

小学校就学後の放課後を過ごさせたい場所の意向について、低学年、高学年ともに「放課後児童クラブ（学童保育）」「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が上位を占めています。高学年の「放課後児童クラブ（学童保育）」は、前回調査より多くなっています。

【小学校就学後の放課後を過ごさせたい場所 低学年】【小学校就学後の放課後を過ごさせたい場所 高学年】



(3) 子育て全般について

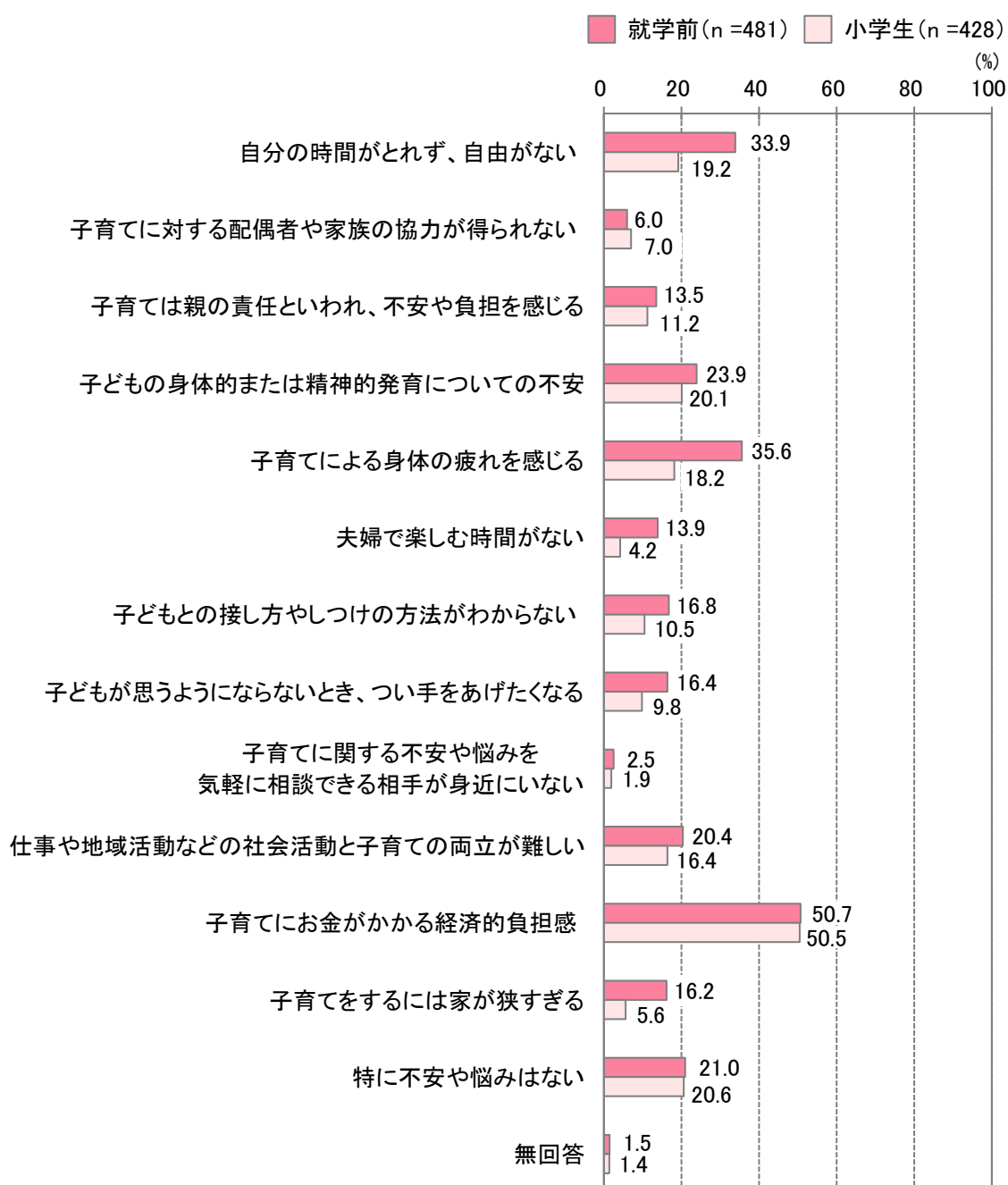
① 子育ての不安や悩み

◆◇子育ての不安や悩みについて、経済的負担を感じている家庭は半数を占めている。

◆◇就学前では「身体的疲労」「自分の時間が少ないこと」、小学生では発育に関する不安が多くを占めている。

子育ての不安や悩みについて、就学前、小学生ともに「子育てにお金がかかる経済的負担感」が最も多く5割を占めています。就学前では次いで「子育てによる身体の疲れを感じる」「自分の時間がとれず、自由がない」、小学生では「特に不安や悩みはない」「子どもの身体的または精神的発育についての不安」となっています。

【子育ての不安や悩み】



②多度津町は子育てしやすいまちと思うか

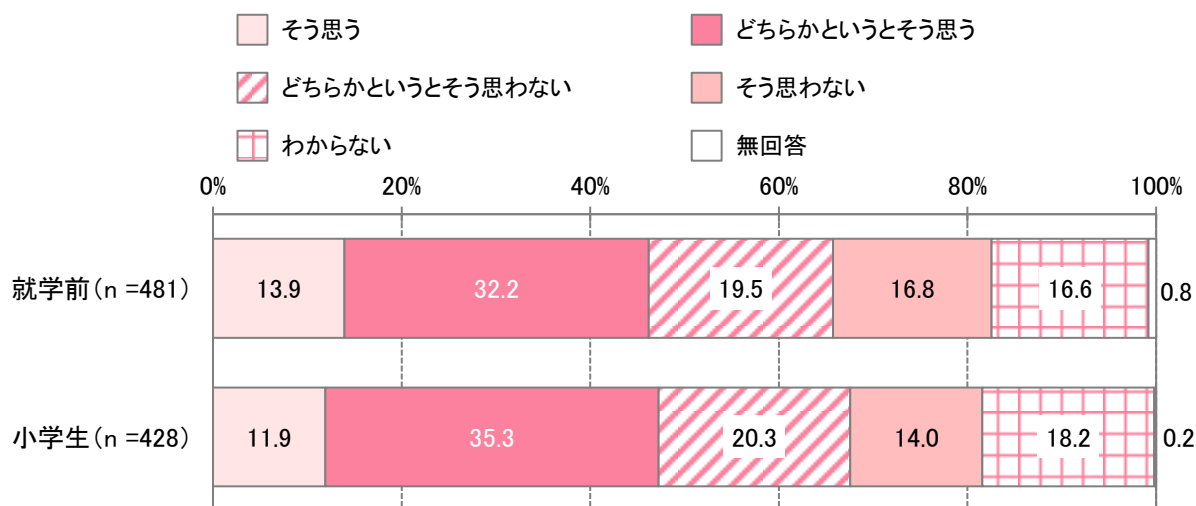
◆◇多度津町は子育てしやすいまちだと回答しているのは約5割を占めている。

◆◇子育てしやすいまちと思わない理由としては、「公園など子どもの遊び場が少ない」「子育てに関する情報を得にくい」「交通機関が不便」「保育サービスが充実していない」が上位を占めている。

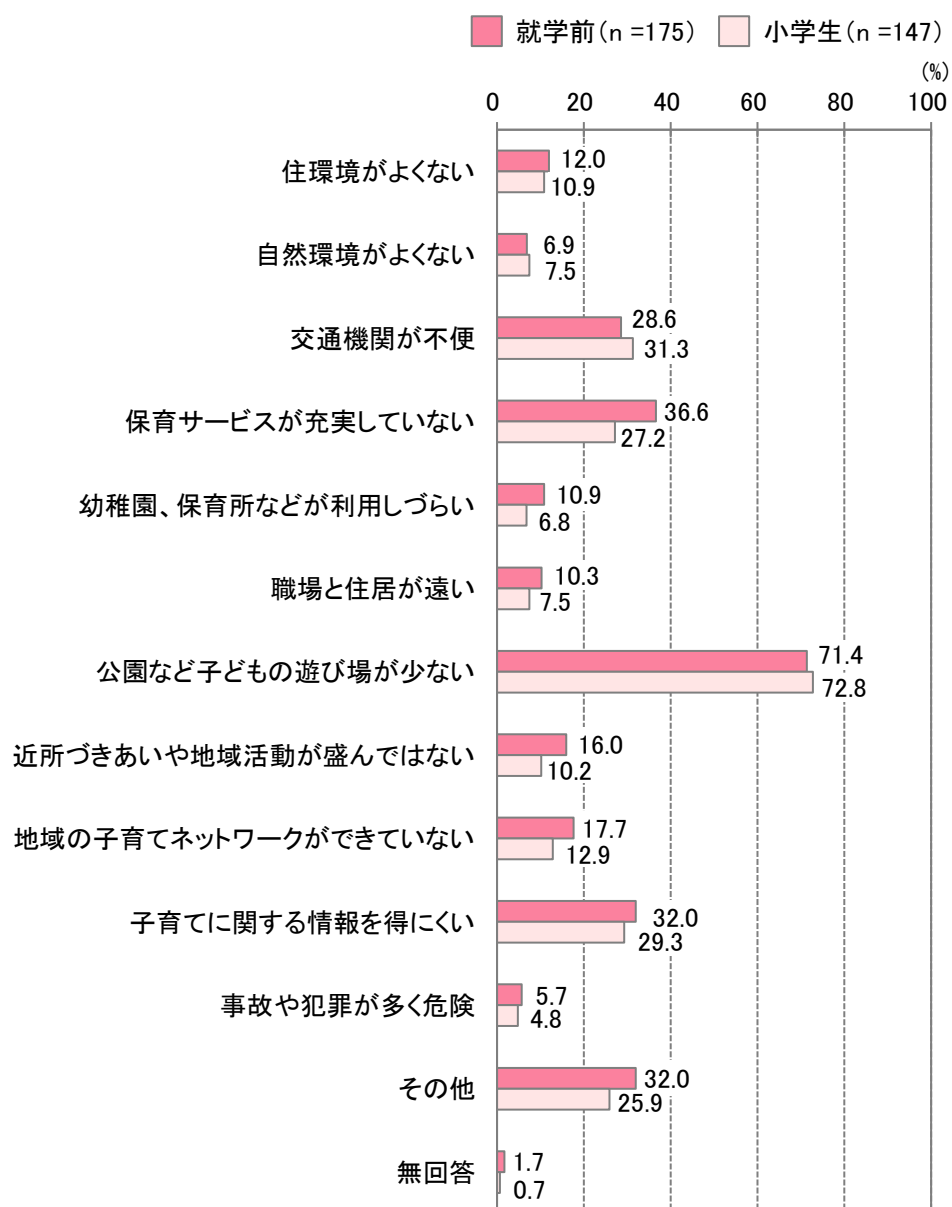
多度津町は子育てしやすいまちと思うかについて、就学前、小学生ともに「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた“思う”は約5割を占めています。

多度津町は子育てしやすいまちと思わない理由について、就学前では「公園など子どもの遊び場が少ない」が71.4%で最も多く、次いで「保育サービスが充実していない」が36.6%、「子育てに関する情報を得にくい」「その他」が32.0%となっています。小学生では「公園など子どもの遊び場が少ない」が72.8%で最も多く、次いで「交通機関が不便」が31.3%、「子育てに関する情報を得にくい」が29.3%となっています。

【多度津町は子育てしやすいまちと思うか】



【多度津町は子育てしやすいまちと思わない理由】



第3章 めざすべき姿（計画の基本理念等）

1. 計画の基本理念

子ども・子育て支援法では、子どもやその保護者に対して必要な支援を行い、子ども一人ひとりが健やかに成長できる社会の実現が求められています。その社会の実現には、保護者が子育てについて第一義的責任を有することが基本となるものの、家庭や学校、地域、職域など、あらゆる分野における人たちの協力が不可欠です。

全国的に人口減少、少子高齢化が進むなか、本町も同様の傾向にあります。その反面、共働き世帯の増加や核家族世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、子どもやその家族が担うべき役割が増加しており、子育て世帯が抱える不安や悩みは多様化・複雑化しています。

また、今回行ったアンケートにおいて“多度津町は子育てしやすい”と答えている方は5割に満たない状況で、求める内容は多種多様です。そのほか、虐待問題や子どもの貧困問題など、求められる支援及び改善すべき問題・課題は多岐にわたります。

子どもや子育て世帯に対する支援を充実し、その取組を町内外に発信することは本町への移住・定住の促進につながり、さらなる町の発展へとつながります。

そのためには行政による子育て支援の充実を図ることはもちろん、本町に住む住民、地域、学校等、様々な人々と一緒に子育てしやすいまちを形成していくことが不可欠です。

そこで、“「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」多度津町をめざして”を引き続き基本理念として定め、子どもも家庭も地域も一緒に成長し、その成長の喜びや楽しさを実感できる、ともに喜び合えるまちをめざしていきます。

本計画における基本理念

**「子育ての喜びと子育ての
喜びをともに応援するまち」
多度津町をめざして**

2. 基本方針

基本理念である“「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」多度津町をめざして”を実現するため、3つの基本方針（子ども・子育て応援方針）を定め、計画の推進を図ります。



子ども・子育て応援方針 1

すべての子どもの健やかな成長を町ぐるみで応援します

“子どもの利益を最大限に尊重”することを大切に、『子どもの目線』に立ちながら、本町に住むすべての子どもが乳幼児から思春期に至る各段階に応じて、健やかに成長できるよう支援します。

また、すべての子どもが町の「次代の担い手」、「未来を託す担い手」として豊かな人間性を形成し、将来、明るい家庭を持つことができるよう、町ぐるみで支援します。



子ども・子育て応援方針 2

すべての家庭（保護者）の楽しい子育てを町ぐるみで応援します

子育て家庭（保護者）が抱える多様なニーズに柔軟に対応できるよう、各種子育て支援サービスや仕事と家庭の両立支援など、分野横断的な支援に取り組みます。

また、子育て家庭が不安や悩みを抱え、地域で孤立することがないように、各種相談体制の充実を図るとともに、一緒に子育てできる仲間づくりを支えています。



子ども・子育て応援方針 3

子育てや子育ての喜びを共有できる地域づくりを応援します

子どもの健やかな成長には、その家庭だけでなく、地域や学校、職域など、様々な人たちによる支援が必要です。

子どもの成長を支え、見守り、活動する人々を支援し、ともに喜びを分かち合える地域づくりを進めます。

また、子どもたちが地域のなかで、安全・安心で、楽しく成長できる地域づくりを進めています。

3. 施策体系

基本理念 「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」
多度津町をめざして

子ども・子育て 応援方針

1. すべての子どもの健やかな成長を町ぐるみで応援します

～子ども・子育て支援のための基本施策～

- (1) 子どもの人権を尊重し、
「一人の町民」としての自立を応援します
- (2) 成長段階に応じた子どもの健康づくりを応援します
- (3) 子どもの学びを応援します
- (4) 子どもの豊かな体験活動を応援します
- (5) 支援の必要な子どもの育ちを応援します

子ども・子育て 応援方針

2. すべての家庭（保護者）の楽しい子育てを町ぐるみで応援します

～子ども・子育て支援のための基本施策～

- (1) 子育て支援環境を充実します
- (2) すべての家庭の子育て力の向上を応援します
- (3) 子育て家庭を経済的に応援します
- (4) 働きながら子育てしている家庭を応援します
- (5) 子どもを明るい未来へつなぎます（貧困対策）

子ども・子育て 応援方針

3. 子育てや子育ての喜びを共有できる地域づくりを応援します

～子ども・子育て支援のための基本施策～

- (1) 魅力ある安全な遊び場づくり・居場所づくりに取り組みます
- (2) 子育てにやさしい、安全・安心なまちづくりを進めます
- (3) 町民の意識を高め、地域の子育て力・子育て力を高めます

第4章 子ども・子育て支援のための基本施策

1. すべての子どもの健やかな成長を町ぐるみで応援します

(1) 子どもの人権を尊重し、「一人の町民」としての自立を応援します

年齢や属性を問わず、すべての人に対する虐待や差別はあってはならないものであり、これらの防止に向け、社会全体が一丸となって取り組む必要があります。

令和4年度、全国の児童相談所で児童虐待として対応した相談件数は約 22 万件で、相談件数は年々増加しています。香川県においては、平成 30 年度に過去最多の 1,375 件の虐待対応を行っており、令和5年度は 1,271 件でした。

国においては、増加する虐待に関する相談件数や重大な虐待事件の発生を受け、令和4年に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、こども家庭センターの設置など子どもの権利擁護と支援体制の充実を進めています。

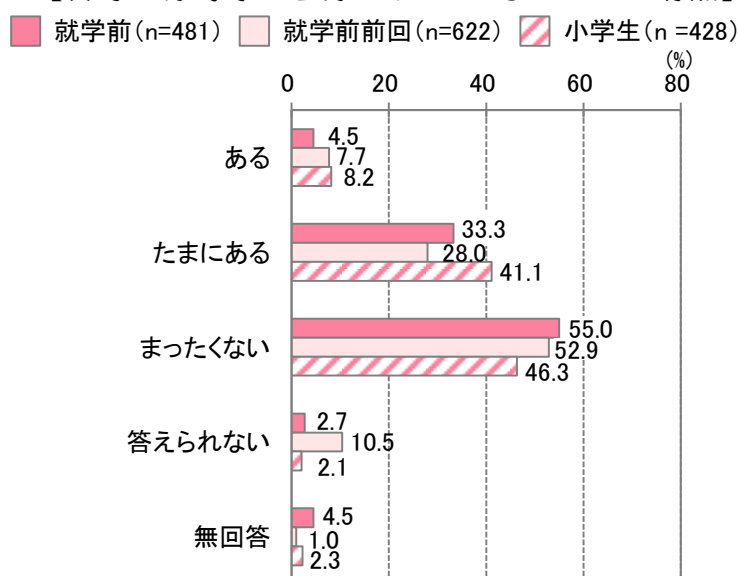
本町では、要保護児童対策児童部会を設置しており、各関係機関の代表者による児童部会や実務者会、個別ケース検討会を開催し、関係団体との連携・情報共有の体制強化を図るとともに、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。

また、各種母子保健事業を通じて、親に対する育児不安や悩みの解消、親同士の交流・仲間づくりを支援するとともに、様々な機会や場を活用した人権教育に取り組むことで、子どもの虐待防止・人権尊重に努めています。

アンケート調査で「自身の行為等が虐待にあたると思ったことの有無」を尋ねたところ、就学前では「ある」と「たまにある」を合わせた“ある”は 37.8%で前回調査より多く、小学生では約半数が“ある”と回答しています。また、「虐待だと感じた時の相談の有無」は就学前、小学生ともに「ない」が7割を超えています。

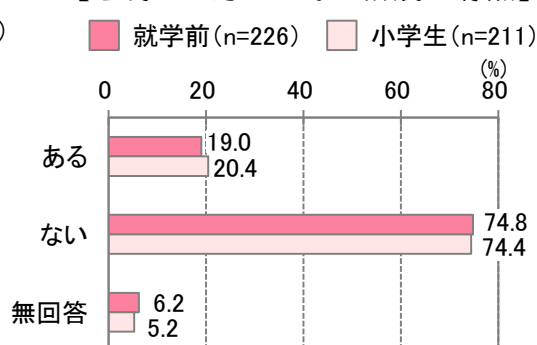
子どもに対する虐待が全国的にも増加傾向にあるなかで、子どもの権利を擁護する観点から、幅広い世代に対する人権教育を継続して実施することはもとより、保護者の子育てに関する不安や悩みなどの解消に向け、相談先の周知や相談対応について関係機関と連携しながら、取り組んでいく必要があります。

【自身の行為等が虐待にあたると思ったことの有無】



※前回調査時は「答えられない」ではなく「わからない」

【虐待だと感じた時の相談の有無】



【個別施策】

I. 子どもの権利・意見を尊重するまちづくり

①子どもの権利に関する総合的な施策の推進

担当課	住民環境課
児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の趣旨に沿って、「多度津町人権教育・啓発に関する基本指針」のもと、すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。そのため、健康福祉課及び教育委員会と連携しながら、意識調査等の実施や結果を掲載した啓発冊子の作成、町広報紙への記事掲載、パンフレットの配布等、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動など、子どもの権利や人権について総合的な施策を今後も推進します。	

②人権教育の推進

担当課	生涯学習課
人権教育を通じ、子どもの人権をはじめとした様々な人権問題について広く周知を図り、子どもの権利が自発的に守られる環境の構築に努めます。 また、DVDなどの啓発資材を購入して企業や学校、研修会等への貸し出しを行うなど、各種研修会への参加や協力を積極的に推進します。	

③子ども参加型のまちづくりの推進

担当課	教育総務課
児童生徒に地域の一員として町のことを考えてもらう機会として「子ども議会」を開催しています。 次代を担う子どもたちが、地域の一員としての自覚を持ってまちづくりに参加できるよう、「子ども議会」をはじめとした様々な場や機会を活用し、積極的に町政への理解と参加の促進を図ります。	

II. 児童虐待の防止と早期対応

①親の心の健康づくりの促進

担当課	健康福祉課
子育て世代包括支援センターにおいて、専任の保健師・助産師・看護師・保育士が交替で常駐し、子育てに関する専門的で多角的な育児支援を提供しています。 子育ての悩みに関する相談や親同士の交流、子育てについての学習会等を開催するなど、親同士のつながりづくりの場を積極的に提供するとともに、利用を促進し、虐待防止につなげていきます。 また、乳幼児健康診査時や家庭訪問・電話などでの相談や聞き取り、毎月実施している精神保健福祉士による「こころの相談」などを通して、家庭教育や子育てに関する情報提供を行い、親の不安や悩みの解消、心身の安定につなげていきます。	

②産前・産後うつに対する支援

担当課	健康福祉課
子育て世代包括支援センターにおいて、専任の保健師・助産師・看護師・保育士が交替で常駐し、子育てに関する専門的で多角的な育児支援を提供することで、育児不安の軽減や親の心の健全・安定を図り、必要に応じて産後ケア事業等につなげ、子どもへの虐待防止に努めます。 また、ママパパ教室の開催を通じて、産後うつについて知識の普及に努めるとともに、産婦健康診査や乳幼児健康診査時においてフォローが必要となった親へ個別に対応するなど、親のメンタルヘルスケアに努めていきます。	

③見守りネットワークの充実

担当課	健康福祉課
要保護児童対策児童部会(児童部会、実務者会、個別ケース検討会)を継続して開催し、児童相談所や警察、中讃保健福祉事務所、保護観察所、人権擁護委員、民生委員・児童委員協議会、教育総務課などの関係団体との連携や情報共有の強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努めていきます。 また、児童虐待の事案が多様化・深刻化していることから、関係機関の拡大やさらなる連携強化に努めていきます。	

④虐待防止に向けた見守り体制の強化

担当課	健康福祉課
虐待防止に向け、関係機関と情報共有を行うなど、子どもの見守り体制の強化に努めるとともに、虐待事案や疑いなど気になる情報については、要保護児童対策部会を活用しながら、児童相談所や警察等の関係機関と共有し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めていきます。 引き続き、虐待発見者の通告義務について各所属へ周知・啓発するとともに、11月の「児童虐待防止推進キャンペーン」に併せて、広く一般住民に向けても周知・啓発していきます。	

⑤虐待事案への対応の強化

担当課	健康福祉課
児童に関する虐待通告や相談があった場合、その家庭の世帯状況や児童の所属への聞き取り等の周辺調査を行ったうえで緊急度を判断し、緊急度の高い事案については、児童相談所へ通告し対応を協議するなど、関係機関と連携して対応します。 今後も虐待事案の増加、複雑化が予測されるため、要保護児童対策部会を活用しながら、専門職の配置や関係機関との連携強化に努めていきます。	

⑥児童の適正な保護の促進

担当課	健康福祉課
要保護児童等の処遇にあたって、一時保護や児童養護施設等への入所、地域復帰などの際に、警察や児童相談所、関係機関等と個別ケース検討会を開催し、各機関との連携体制の強化や情報共有を図りながら、子どもの生活の安全・安心を確保していきます。 また、児童の適切な保護と健全育成に寄与する里親制度の普及を促進するため、県の里親制度普及キャンペーンに協力していきます。	

(2) 成長段階に応じた子どもの健康づくりを応援します

国の「健やか親子21（第2次）」においては、「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」の3つを基礎課題とし、育てにくさを感じる親に寄り添う支援、妊娠期からの児童虐待対策を重点課題とし、母子ともに健やかで、地域のなかで安心して成長できる体制を構築していくことが必要とされています。

本町では、「たどつ いきいき 健康プラン」を策定し、「栄養・食生活」や「身体活動・運動」など、8つの健康分野におけるライフステージに応じた施策・取組を展開しています。

子どもの健やかな成長と将来における健康増進のためには、幼少期から規則正しい生活習慣を身に付けること、きちんと乳幼児健診を受けることが重要であることから、今後も継続して施策や事業を展開していく必要があります。

【個別施策】

I. 保健サービスの充実

①母子保健の知識の普及と健康教育の充実

担当課	健康福祉課
安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠中からの支援を行います。 母子健康手帳の交付の際には、アンケートの実施、保健師の面談、リスクアセスメントにより、妊婦及びその家庭が抱える問題等を把握し、個別支援計画を作成し、妊婦一人ひとりが安全に妊娠期を過ごし、安心して出産できるよう支援していきます。 また、リスクや問題等を抱える妊婦については、個々の状況にあった専門的な支援につなげ、医療機関や助産師等と連携し、包括的に支援していきます。 ママパパ教室を通じて、出産や子育て等に関する知識の普及に努めるとともに、教室の内容や実施方法について検討を重ね、参加率の向上や参加者の満足度の上昇に努めます。	

②妊婦等包括相談支援事業の実施

担当課	健康福祉課
面談等により、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供や相談、その他の援助を行う新たな事業を実施します。 母子健康手帳発行時に保健師が面接し、リスクアセスメントによる個別支援計画のもと助産師や医療機関と連携し、妊娠から子育て期まで切れ目のない支援に努めます。また、妊娠8か月時アンケートの内容により、面接や電話による支援を実施します。	

③健康診査の充実

担当課	健康福祉課
各種健康診査や健康相談を通じて、疾病などの早期発見、早期対応、子どもの健全育成につなげるとともに、各種健診の必要性の周知や受診しやすい体制整備に努め、受診率の向上に取り組みます。 また、保護者や子どものスクリーニングを通して、ことばや身体面、心理面での不安や心配、親の困り感を共有し、育児に対する不安の軽減に努めます。 支援が必要な子どもについては、こども相談やことばの相談など適切な時期に適切な支援につなげ、乳幼児期から教育総務課等の関係機関と連携し、健全に就学できるよう努めています。	

④家庭訪問の充実

担当課	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問事業を通じて、助産師による専門的な相談や助言に取り組み、母子の健全な育成に努めます。 また、訪問や質問票において、何らかの問題を発見した場合は、保健師による継続支援や子育て世代包括支援センターにつなぐなど、育児の孤立化を防ぎ、育児不安の軽減に努めます。	

⑤健康相談の充実

担当課	健康福祉課
健康診査後の支援体制として、児童心理司によるこども相談、言語聴覚士によることばの相談を継続して実施します。 また、各専門職間における情報の共有や連携による支援、家庭訪問や適切な医療機関へつなぐなど、支援体制を強化しながら、子ども一人ひとりの成長にあった支援に努めます。	

⑥食育の推進

担当課	健康福祉課
「たどつ いきいき 健康プラン」に基づき、各ライフステージにおける食の重要性について、様々な場や機会を活用した周知・啓発に努め、子どもの健やかな成長を支援していきます。 また、幼稚園、保育所及び認定こども園（以下、「保育施設」と言います。）、小中学校、地域団体、地元企業等と連携し、栄養指導や料理教室、地産地消に向けた体験学習等を継続して実施していきます。	

⑦事故防止の啓発の強化

担当課	健康福祉課
各種母子保健事業の実施の際や町広報紙やホームページ、パンフレット等を活用し、乳幼児の転落・窒息などの不慮の事故や乳幼児突然死症候群(SIDS)の対策など、事故防止に関する啓発を行います。	

⑧保健衛生の向上

担当課	健康福祉課
食中毒や感染症等の予防に向け、母子保健事業を通じて周知するとともに、町広報紙やホームページ、メール配信等を活用し、広く町民に周知・啓発していきます。 また、予防接種にあたっては子どもの月齢に応じて個別案内を行うとともに、未接種者には個別に接種勧奨を行うなど、接種率の向上に努めます。	

⑨思春期保健の強化

担当課	健康福祉課、教育総務課
母子保健分野と学校保健分野が連携しながら、母性の健康管理についての教育や、性感染症、喫煙・飲酒・薬物対策など、県が作成した各市町の相談窓口の紹介や啓発読本、パンフレット等を活用し、啓発を行います。 発達段階ごとに必要な内容について授業を通して学び、また、機会があるごとに指導を行っています。国や県から届いた啓発物等についても適切に周知に努めています。	

⑩乳幼児の発達支援事業の充実

担当課	健康福祉課
集団生活が苦手な子どもや、育てにくさを感じる保護者に対し、乳幼児健診や個別相談を通して、保護者のニーズに沿った対策につなげていきます。また、療育に関する専門員や相談支援事業所等と連携し、子どもにあった療育支援や個別相談等に対応するとともに、必要に応じて障害福祉サービスにつなげており、今後も当該支援に努めます。	

Ⅱ. 医療サービスの充実

①不妊治療・周産期医療体制の充実促進

担当課	健康福祉課
安心して不妊治療を受け、出産できるよう、香川県の実施する「特定不妊治療費助成制度」や本町の実施する「多度津町特定不妊治療費助成事業」等についての情報提供を行います。 国・県の動向を見ながら、適切な時期に適切な治療を受けることができるよう、制度の周知徹底を行います。 また、周産期医療体制については、香川県周産期医療体制整備計画に基づき、総合周産期母子医療センターとの連携強化に努めます。	

②医療連携の促進

担当課	健康福祉課
乳幼児医療、障害児医療などに関わる助成制度の適用について、医師会や歯科医師会、医療機関とのスムーズな連携に努め、受療の利便性の向上に努めます。乳幼児医療については、令和5年4月1日より、助成対象年齢を「18歳到達後の年度末まで」に拡充しています。 また、児童虐待防止や育児不安を持つ保護者への早期支援のため、医療機関や県の関係機関と連絡を取り合い、情報共有を図りながら、早期介入や切れ目のない支援に努めます。	

③小児救急電話相談事業の周知・啓発

担当課	健康福祉課
小児救急電話相談事業について、母子健康手帳の交付の際や乳児家庭全戸訪問事業での家庭訪問時、町民健康センターや子育て世代包括支援センターでのポスター掲示など、様々な機会を通じて、周知・啓発に努めます。	

(3) 子どもの学びを応援します

第7次多度津町総合計画においては、「豊かな心を育てる教育の充実」をめざし、「学ぶ楽しさ」と「教育にかかわる喜び」を味わえる教育、「幼・保・小・中の連携」と「学校・家庭・地域のつながり」を深めることで実効性のある教育、多度津の「ひと」「こと」「もの」を大切にした教育を推進しています。

幼児教育及び学校教育は、人格形成や個性の伸長等、生涯にわたる成長の基礎となるものです。子どもの豊かな心を育てるため、地域で連携しながら、個に応じたきめ細やかな指導を行い、基礎的な学力を育むとともに、意欲、思考力、表現力、問題解決能力等「生きる力」を育むことが求められます。

【個別施策】

I. 幼児期の教育の充実

① 幼児期の教育の充実と保護者・地域との連携の推進

担当課	健康福祉課、教育総務課
各幼稚園・保育施設において子ども一人ひとりの成長や発達に応じた教育に取り組むとともに、令和6年1月からは ICT ツール(すぐー)を用いて園児の様子を保護者へ周知しています。各施設での生活の様子や成長を密に伝えることで、保護者との信頼関係を築いています。 今後も、保護者と連携を密に取りながら、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもの主体的な活動を大切に教育を図ります。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、途絶えていた地域との交流についても、新たな方法を含めて地域・保護者と交流・連携を深め、幼児期における教育の必要性を共有し、家庭や地域における教育力の向上をめざします。	

② 幼稚園・保育施設と小学校等との連携の推進

担当課	健康福祉課、教育総務課
年間を通して、幼稚園・保育施設と学校間における子ども同士の交流をはじめ、教職員間の交流・研修会等を開催するなど、子どもたちが負担なく、円滑に進学できるよう取り組んでいます。 各施設においては、小学校教育への接続を意識した幼児期の教育の充実を図るとともに、スタートカリキュラムを活用し、子どもの新しい学校生活を支えています。 また、多度津町特別支援連絡会等を活用し、幼稚園・保育施設から小学校への接続を意識した教職員間の意見交換ができる環境をつくっていきます。そのほか、様々な場や機会を活用した幼児と小学生との交流活動を促進するとともに、地域や家庭との連携を強化するなど、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に努めます。	

Ⅱ. 学校教育の充実

①個性を伸ばす教育の推進

担当課	教育総務課
日常の授業のなかで子どもたちが自ら考える時間を設定したり、自分の考えを表出する機会を大切にしたりするなど、指導内容や指導方法の工夫改善に努め、基礎的・基本的な学力の定着を図ります。 学力・学習状況調査から一人ひとりの学習理解度を把握し、少人数指導、習熟度別指導を行うなど、一人ひとりの学習特性や個性に応じた教育に取り組みます。また、学習方法等を生徒に選択させるなど、新たな授業の工夫を検討します。教職員は「個性を活かす協働的な学びの実現」と「個に応じたきめ細やかな指導の充実」を満たすための授業づくりを行っています。 今後は ICT の活用等に「個別最適化された学び」が実現できるよう検討していく必要があり、令和6年度は国の補助事業である「リーディング DX スクール事業」を受託し、事業を実施していく等、児童生徒に個別最適化された学びになるよう努めていきます。	

②情報教育の推進

担当課	教育総務課
各小中学校に教育用タブレットを導入するとともに、授業支援ソフトについての操作研修を実施しています。国の GIGA スクール構想のため、令和3年度には1人1台端末が実現しました。令和4年度からは、中学校に ICT 支援員を配置し、ICT 環境の充実を行っています。 今後は配置した端末を活用し、児童生徒にとってより効果的な方法を検討していくとともに、端末の更新を適切に行っていきます。	

③国際理解教育の推進

担当課	教育総務課
小中学校の外国語活動・外国語教育の充実に向け、小学校においては民間委託により ALT を配置し、中学校においては JET プログラムを活用した ALT を配置することで、外国語に親しむ機会や学習内容の質の向上に努めています。 よりよい外国語教育の充実に努めるとともに、教職員の指導力の向上に努めます。 また、外国にルーツのある子どもたちとともに学校生活を送ったり、地域の在住外国人との交流する機会を設けたりすることで、自然な国際交流活動を行います。 今後は、ICT を活用した国際的な活動の機会について検討していきます。	

④人権教育・福祉教育の推進

担当課	生涯学習課
よりよい人権教育・福祉教育の推進に向け、教職員に対し、人権・同和教育研究会等に参加を促すなど、質の向上に取り組んでいます。 今後も、教職員の臨地研修等の各種研修を実施する機会の創出に取り組み、人の痛みを理解し、あらゆる人権を尊重する心を持った児童の育成をめざした人権教育を推進していきます。	

⑤健康、体力の維持増進

担当課	健康福祉課、教育総務課
子どもの生活習慣病対策として、小学4年生及び中学1年生を対象に小児生活習慣病対策の健診(血液検査)を毎年実施しています。令和5年度は町内各小学校児童 168 名、中学校生徒 159 名に対し健診を行い、当該結果をふまえ保健師・管理栄養士・養護教諭・担任と連携しながら、クラス及び学年全体への指導、継続した経過観察及び指導を行っています。また、精密検査が必要な児童や希望者に対しては、管理栄養士による本人及び保護者への個別指導も行っています。 今後も、子どもの生活習慣病の実態を把握し、家庭と連携を図りながら食事・生活指導を行い、引き続き指導が行えるよう学校間の連携を図ります。また、結果に対してより丁寧な指導に努めます。 さらに、地域・家庭・医療機関等と連携し、学校保健の充実を図るとともに、健診の際に相談しやすい体制を整えていきます。	

⑥不登校やいじめ・ゲーム依存症等への対応

担当課	教育総務課
不登校やいじめ、ゲーム依存症等を未然に防げるよう、学級担任や養護教諭をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、各学校で教育相談を行っています。早期に相談できる体制や早期発見できる仕組みと、早期に対応するための組織づくりを進めます。 また、「多度津町いじめ防止基本方針」に基づき、連携体制の強化に努めるとともに、いじめ防止「初期マニュアル」を各学校に周知していきます。各学校では、いじめ防止の基本方針に基づき、地域、家庭、学校が連携により早期対応できる体制づくりを行います。 学期ごとにアンケートを行い、困り感のある児童生徒が早期に相談できるようにしており、今後は ICT を活用したアンケートを実施することで、より相談しやすい体制づくりに努めます。	

⑦開かれた学校づくりの推進

担当課	教育総務課
地域の人々とのふれあいを通して、本町の歴史や郷土愛を育てる教育に取り組むとともに、これらの活動を学年だよりや園だより、ICT(すぐー)を活用して、地域に発信、周知しています。中学校に学校運営協議会を設置しており、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組んでいます。 今後も、JA や婦人会、老人会など、地域団体や関係機関と連携した体験学習を通じて、積極的に地域の人々とふれあう機会を創造します。 また、学校評議員などの地域の意見や評価をもとに、開かれた学校づくりに努めます。	

⑧教職員の資質の向上

担当課	教育総務課
校外学習や授業の一助となるよう、教職員を対象とした研修を積極的に行います。また、教職員の働き方の負担も考慮し、ICT を活用した研修等を検討していきます。	

⑨教育施設・設備の充実と有効活用

担当課	教育総務課
学校施設環境改善交付金を活用し、外壁等の修繕を実施しましたが、建築年数が経っていることから、安全な学校・園生活が送れるよう定期的に確認を行います。また、整備が完了した ICT 機器についても、更新作業を適切に行っていきます。	

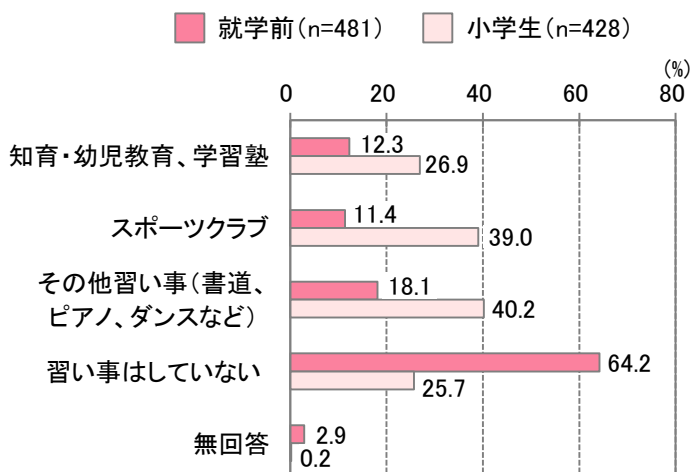
(4) 子どもの豊かな体験活動を応援します

子どもたちの健やかな成長には、豊かな自然での体験学習をはじめ、文化芸術にふれて感性を豊かにしたり、スポーツ活動に親しむ機会が重要であり、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していく必要があります。

アンケート調査で子どもの習い事の状態を尋ねたところ、小学生では7割以上が何らかの習い事に取り組んでおり、「スポーツクラブ」は39.0%、「その他習い事（書道、ピアノ、ダンスなど）」は40.2%となっています。

核家族化や地域との関わりが薄れていく状況のなか、子どもの健やかな成長のため、様々な人たちと関わることで経験を機会を提供できるよう、今後も地域や団体、企業など、様々な主体と連携しながら、様々な学びの場を確保していくことが重要です。

【習い事の状態】



【個別施策】

I. 社会体験の促進

①環境学習活動の促進

担当課	住民環境課、教育総務課、生涯学習課
国や県の通知に基づいて、学校・幼稚園側の要望に沿いながら、出前授業体験を通じて身近な環境問題について学ぶ機会を子どもたちに提供します。 また、「わんぱく寺子屋」等の事業において、町内の豊かな自然環境にふれながら学ぶ機会の創出に努め、環境学習活動を推進します。	

②福祉体験活動の促進

担当課	教育総務課
中学校においては、ワークキャンプ等において特別養護老人ホーム訪問、福祉体験活動の実施により、お互いに助け合うことの大切さを学び、生徒の福祉意識の向上に努めます。また、本事業が子どもたちの成長や新たな発見につながるよう、よりよい実施方法について検討を重ねていきます。	

③子どもの職場体験機会の充実

担当課	教育総務課
勤労観を高め、技能の大切さを体験するために、町内外の企業等の協力を得ながら、多度津中学校で子どもの職場体験を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施できない時期がありました。 今後も、子どもたちに働くことの喜びや厳しさを体感してもらい、勤労観を高めて技能の大切さを体感できるよう、町内外の多くの事業所の協力を得ながら、コロナ後の体験活動や職場説明会の方法を検討します。 また、実施している職場体験を広く周知し、さらに広い範囲・人たちから協力が得られるよう、取り組んでいきます。	

④福祉教育の推進

担当課	教育総務課
小中学校において、総合的な学習の時間を活用した福祉体験学習をはじめ、高齢者や障害のある人との交流を通じて、福祉に関する正しい知識を学ぶ機会の充実に努めます。 交流活動については新型コロナウイルス感染症の拡大により実施できなかったことから、今後はコロナ後の実施方法等を検討していく必要があります。	

II. 地域活動・文化活動の促進

①育成会活動の活性化

担当課	生涯学習課
子ども会活動の中心となるジュニアリーダーの育成を行い、子ども会活動の活性化を図るとともに、同年齢・異年齢の子どもの交流を促進します。また、ジュニアリーダーの活動について広く周知・啓発し、子ども会活動や学校と連携しながら、新規加入の促進に努めます。	

②多様な地域活動の促進

担当課	生涯学習課
単位子ども会の活動を通じて各地域の伝統的なまつりやイベント、ボランティア活動や青少年活動などの地域活動への参加機会の提供に努めます。各学校・幼稚園においては、清掃ボランティアの実施などを通じて地域行事への参加を進めます。 子どもの数が減っている現状をふまえつつ、ジュニアリーダーや青少年育成指導者などのリーダー的指導者の育成に努めるとともに、参加機会の提供や情報発信を行うことで、各地区の地域活動への参加意識を高めていきます。 また、地域活動の取組状況について、研究会等を通じて広く発表、共有することで、各地区の地域活動参加意識をより高めるとともに、ふるさとを愛する心の育成を促進します。	

③多様な文化・芸術活動の促進

担当課	生涯学習課
三世代交流事業や総合的な学習の時間における体験指導など、子どもたちが伝統行事、伝承遊び、文化芸術活動等にふれる機会を提供していきます。 また、芸術祭などにおいて子どもたちが文化芸術作品を発表する機会も提供し、創造力のある豊かな心を持つ子どもの育成に努めていきます。	

④本に親しむ機会の充実

担当課	健康福祉課、生涯学習課
ボランティア協力のもと、幼少期から絵本に親しみをもち、心の豊かさを育むことを目的に、ボランティアによる読み聞かせ会の実施や、町の乳幼児健康診査終了後の時間を利用し、対象の乳児に絵本の配布を行うブックスタート事業を実施しています。 また、読み聞かせボランティアを対象に、ブックスタート事業の周知とボランティアのスキルアップを目的に、ボランティア研修会も継続して行っています。	

Ⅲ. スポーツ活動の促進

①スポーツ少年団活動の活性化

担当課	生涯学習課
スポーツは、子どもの豊かな心と健康でたくましい身体の育成につながることから、スポーツ少年団活動の活性化に努めます。 子どもの数の減少に伴って、活動回数や団体数も 13 団体へと減少しており、各団体とともに団員募集に注力するとともに、スポーツレクリエーション活動の実施や地域のスポーツ振興に取り組み、活動の活性化を図ります。 また、指導者対象の研修等も行い、活動の質の向上に努めます。	

②競技スポーツの振興

担当課	生涯学習課
子どものスポーツに対する関心を高めるため、小中学生を対象に県内プロチームの試合への招待や、プロ選手を講師に招いてスポーツ教室等を実施しています。 丸亀市、善通寺市、まんのう町、琴平町と協同して2市3町で開催しているホームタウンデー事業の実施や、人権教育の一環としてプロスポーツチームを招いて開催するスポーツ教室の実施等を行い、スポーツの魅力の周知啓発や子どもたちの健全育成に努めています。 今後も活動を継続し、試合の観戦やプロスポーツ選手との交流を通して、スポーツ人口の拡大と競技力の向上を図ります。	

③スポーツ教室・スポーツにふれる機会の充実

担当課	生涯学習課
多度津町文化体育振興事業団を中心に、スポーツ教室の充実と多様化を図り、スポーツ体験の幅を広げます。 また、子どもから高齢者まで、幅広い年代がスポーツに親しめるよう、多度津総合型地域スポーツクラブの普及・啓発を行い、スポーツにふれる機会の提供に努めます。	

(5) 支援の必要な子どもの育ちを応援します

障害や疾病、ひとり親家庭などの困難を抱える子どもやその家庭に寄り添い、適切な支援を行うことで、子ども一人ひとりの健やかな育ちを支えていく必要があります。

障害者手帳を持つ子どもや障害児福祉サービスを利用する子どもは一定数みられます。本町では乳幼児健康診査等を通じて、障害や発達が気になる子どもの早期発見に努めるとともに、子どもの状況や成長に応じて必要な支援につなぐなど、様々な支援に取り組んでいます。

障害の有無に関わらず、すべての子どもの健やかな成長を支えるとともに、支援を必要とする子どもに対しては、子どもの状況や成長過程に応じて、必要な支援が受けられる体制を整備する必要があります。

また、本町のひとり親世帯は、令和2年で162世帯となっており、過去10年をみても150世帯を超えて推移しています。

令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子家庭の平均年間収入は373万円で、国民生活基礎調査の児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると45.9と半分以上となっています。

ひとり親世帯は、家事、育児、仕事をすべて一人で担うことになり、大きな負担を抱えることから、適切な支援に結び付けていく必要があります。

【個別施策】

I. 障害を持つ子どもへの支援の充実

①保護者への情報提供や相談体制の充実

担当課	健康福祉課、教育総務課
乳幼児健康診査等を通じて、障害や発達が気になる子どもを対象に、特別支援連絡会を通じて支援方法を協議するなど、関係機関と連携しながら、子どもの状態にあった支援に取り組んでいます。	
障害者相談支援事業を委託相談支援事業所に委託し、保護者の要望に応じて対象児に適した事業所につなぐことで、障害児福祉サービスの利用支援ができる体制を構築しています。	
また、特別支援連絡会定例会において、幼保小中の特別支援教育担当者が顔の見える形でつながり、問題意識等を共有し、現場の支援に反映することができています。加えてフォローアップケース会において、保育施設や幼稚園、スクールソーシャルワーカー、通級指導の先生と個別ケースの情報共有を密に行い、それぞれの児童の就学に向けた対応を行っています。	
今後も関係機関と連携し、適切な支援を行うとともに、相談体制の構築により保護者の不安や悩みの軽減に努めます。また、社会資源など、保護者に必要な情報提供に努めます。	

②障害・発達の遅れ等の早期発見・早期療育

担当課	健康福祉課
保育施設や幼稚園と連携し、育児支援と就学支援を目的とした5歳児健康診査を行っています。子どもの発達や成長で気になることがある場合には、医師や臨床心理士等につなぎ、不安や悩みの解消に努めています。	
今後も、各施設と連携しながら5歳児健康診査を実施していきます。	
また、気になる子どもについては、こども相談やことばの相談、医療・療育機関を紹介するなど、適切な支援につなぎながら継続的に支援し、子どもも保護者も安心して就学できるよう、取り組んでいきます。	

③特別支援教育等の充実

担当課	健康福祉課、教育総務課
幼稚園、小中学校に特別支援教育支援員や特別支援コーディネーターを配置し、子ども一人ひとりの成長に応じた教育・支援に取り組んでいます。また、児童生徒に必要な支援を協議するため、教育・保育に関わる関係機関が集まり、教育支援委員会を開催しています。 今後も子ども一人ひとりに必要な支援を把握しながら、保護者とも連携して児童生徒の困り感に寄り添い、適切な支援を行っていきます。 現在、各保育施設では障害のある子どもを積極的に受け入れており、今後も施設に対し受け入れを依頼するとともに、受け入れやすい環境づくりに努めます。	

④特別支援連絡会の実施

担当課	健康福祉課、教育総務課
多度津町特別支援連絡会は、障害のある子どもや家族への支援のため保育施設、幼稚園、学校、行政が連携する組織です。各組織の特別支援教育担当者による定例会やケース会等により、保育施設や幼稚園から小学校へ、また小学校から中学校への円滑な進学や支援体制の継続や、成長過程に合わせた見守りや支援を行っています。支援内容を相談するために必要な児童生徒のケース会を開催し、対象児童の気になる点や支援の方法について協議し、保育士や教職員に対し助言等を行っています。また、支援をする人の能力を向上させるために、研修を実施しています。 支援が必要な児童生徒のために、継続した適切な支援が行えるよう、今後も関係機関が連携して、協議や支援体制について相談・検討していきます。	

⑤障害児通所サービスの充実

担当課	健康福祉課
児童発達支援や放課後等デイサービス、保育施設への訪問支援など、支援や療育を必要とする子どもを対象とした障害児福祉サービスの確保と充実に努めます。 本町及び近隣市町により構成される中讃西部圏域内に、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスが1か所設置されています。 障害児通所支援について、障害種別や年齢別のニーズに応じた支援かつ質の高い専門的な発達支援が身近な場所で提供できるよう、中讃西部地域自立支援協議会で関係市町や機関と連携していきます。	

⑥医療的ケアを必要とする児童への支援

担当課	健康福祉課
医療的ケアを必要とする子どもを支えるため、中讃西部地域自立支援協議会の医療的ケア部会のなかで、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図りながら、医療的ケア児等とその家族への支援について協議を重ねて、必要な支援につないでいます。	

⑦交流事業の充実

担当課	健康福祉課
当事者団体を通じた交流事業の実施や、障害のある子どもを支援する各団体への助成等を行います。 また、多くの人が関わり、交流を持っていただけるよう、各団体の活動状況に応じて周知・啓発等協力できる範囲で協力し、各団体の活動の支援を行っていきます。	

Ⅱ. ひとり親家庭への支援の強化

①ひとり親家庭相談の充実

担当課	健康福祉課
ひとり親家庭に対し、県内のひとり親家庭に関する制度をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を使用して、ひとり親家庭が利用できる各種サービスや相談窓口を周知します。また、必要に応じて母子・父子自立支援員へつなぎ、不安や悩み等の解消に努めています。 今後もひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため、現況届に来庁した対象者の状況をアンケートにより把握し、必要に応じて母子・父子自立支援員等の関係機関やサービスにつなぐとともに、気軽に相談できる窓口づくりときめ細やかな相談に努めていきます。	

②経済的支援

担当課	健康福祉課
ひとり親医療費助成、児童扶養手当、遺児年金、母子寡婦福祉資金貸付など、ひとり親家庭への助成制度や負担軽減制度について、適切に情報共有し、漏れのない制度案内と勧奨を行います。	

③就労の促進と自立支援の推進

担当課	健康福祉課
香川県が実施する自立支援教育訓練給付金や、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業等の紹介をはじめ、就業相談や講習会等、役に立つ情報を案内するなど、ひとり親家庭の就労促進に努めています。 また、ハローワークと連携し、現況届の時期にひとり親家庭向けの出張ハローワークを実施します。 今後も各種事業や講習会を案内するなど、関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭の就労支援に努めます。	

2. すべての家庭（保護者）の楽しい子育てを町ぐるみで応援します

(1) 子育て支援環境を充実します

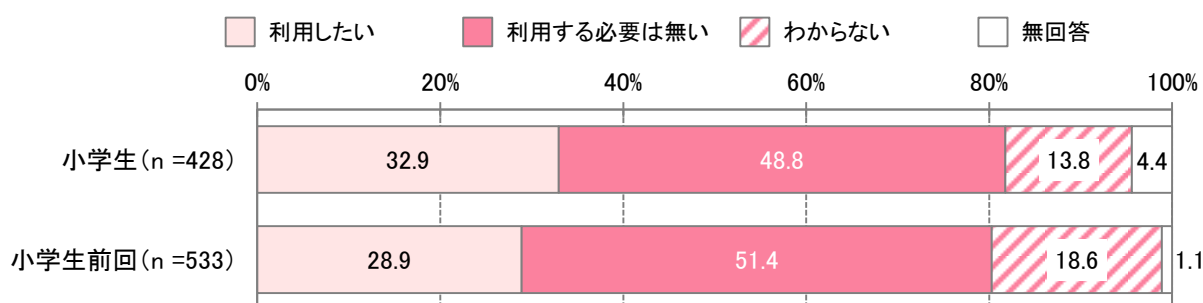
女性の社会進出による共働き世帯の増加やひとり親世帯、核家族化の進行などにより、教育・保育や放課後の居場所の確保などへのニーズは量・質ともに増加しています。

アンケート調査で、小学生の保護者に放課後児童クラブに対する利用意向を尋ねたところ、前回調査より利用を希望する声が大きくなっています。

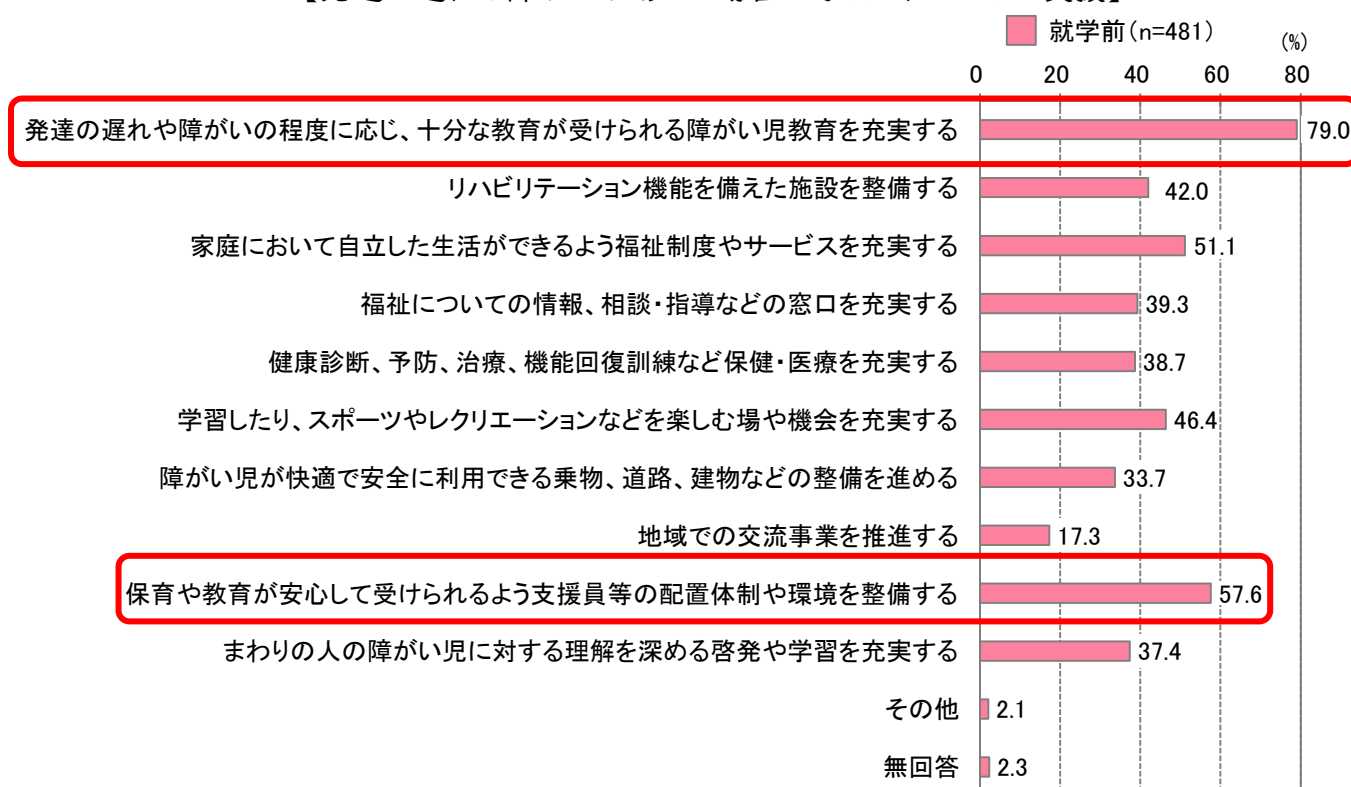
また、発達の遅れや障がいがあった場合に力を入れてほしい支援としては、「発達の遅れや障害の程度に応じ、十分な教育が受けられる障がい児教育を充実する」「保育や教育が安心して受けられるよう支援員等の配置体制や環境を整備する」が上位を占めています。

少子化の進行に伴い、子ども数は減少していくものの、教育・保育施設や放課後児童クラブに対するニーズ、障がいのある子どもへの対応に関するニーズは今後も高いままで推移すると考えられます。今後の動向を見極めながら各サービスの量を確保していくとともに、利用者が安心して預けられるよう質の向上に努める必要があります。

【放課後児童クラブの利用意向】



【発達の遅れや障がいがあった場合に力を入れてほしい支援】



【個別施策】

I. 多様なニーズに対応した保育の拡充

①保育施設の充実

担当課	健康福祉課
令和6年度より認定こども園が設置されました。今後も保育施設の確保・充実に努めます。 また、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業については、保育に対する希望の状況や事業所の動向等を見極めながら、確保の検討を行います。	

②乳児等通園支援事業の実施と低年齢児保育の充実

担当課	健康福祉課
満3歳未満の入所していない乳幼児に対し、保育施設で適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳幼児及び保護者の心身の状況と養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言、その他の援助を行う、乳児等通園支援事業を令和8年度より実施します。 0～2歳における保育については、保育士の不足等によりスムーズに対応できていない部分があります。必要な人材を確保できるよう、保育士人材事業補助金の拡充を図り、保育施設の受け入れ体制を構築し、乳児等通園支援事業を提供していきます。 また、年度途中の入所についても迅速な保育認定と入所手続きを行えるように努めます。	

③受け入れ体制の強化

担当課	健康福祉課
複数の保育施設で障害のある子どもや外国籍の子どもなどを幅広く受け入れています。今後も各施設や関係機関と連携を図りながら、障害のある子ども及び外国籍の子どもを幅広く受け入れてもらえるよう努めます。	

④きめ細やかな保育の推進

担当課	健康福祉課
子ども一人ひとりの発達状況や個性に応じた保育を推進するための支援を行っています。 保育施設に通う支援が必要な子どもに対し、専門支援員が訪問し、集団生活適応のための支援を行っています。また、保護者の要望に応じて障害児福祉サービスの保育所等訪問支援を活用し、保育現場においても療育支援員が関わることで対象児童に応じたきめ細やかな対応を行っています。 また、育児相談や体験保育、園庭開放など、各施設での工夫した取組を支援しており、引き続き、きめ細やかな保育の推進に努めます。	

⑤保育士の資質の向上

担当課	健康福祉課
保育士の処遇改善の支援として、賃金改善やキャリアアップの支援を行っています。また、各種研修や交流機会などの周知・啓発と充実を図り、保育士の資質の向上を図ります。	

⑥保育環境の維持・充実

担当課	健康福祉課
保育施設の運営基準をふまえ、事業者との協議により、施設・設備等の充実支援を図ります。 また、施設が整備する備品の購入費用の助成を行うとともに、保育環境整備の一環として、多度津町保育士人材紹介事業を活用し、保育士確保に努めています。	

Ⅱ. 放課後児童対策等の充実

①放課後子ども教室の実施

担当課	生涯学習課
長期休業中や休日等を含む放課後における児童の居場所づくり及び学習支援のために、放課後子ども教室の実施を推進します。実施にあたっては、地域の指導力が活かせるよう、人材確保も併せて行いながら、取り組んでいきます。	

②放課後児童クラブの充実

担当課	健康福祉課
小学校区ごとに町営の放課後児童クラブを設置しています。 保護者の意向を考慮し、令和3年度より、長期休業期間中等の預かり開始時刻を8時 30 分から8時に早めました。さらに令和5年度より、小学4年生以上の児童(小学3年生以下のきょうだいも可)については、児童のみの登所を許可しています。 今後も子どもの動向や保護者のニーズ等を把握しながら、適切な運営に努めます。 また、安全な放課後児童クラブの実施が行えるよう、支援員を適切に配置していきます。	

③障害がある子どもに対する放課後対策等の推進

担当課	健康福祉課
障害のある子どもの放課後や長期休業中などの居場所づくりとして、放課後児童クラブでは ADHD の疑いのある子どもを積極的に受け入れています。また、保護者のニーズに応じて相談支援専門員と連携し、放課後や長期休業期間中においても障害児福祉サービスを活用する支援を行うことで、対象児の居場所を確保しています。 放課後児童対策を推進していくことで、保護者の困り感の軽減や子育て環境を改善するとともに、支援が必要な子どもが一人ひとり適切なサービスを利用できるよう、相談支援事業所と連携を図りながら、適切な支援に努めます。	

(2) すべての家庭の子育て力の向上を応援します

子育て世帯の多様化により、それぞれが抱える悩みも多様化しています。

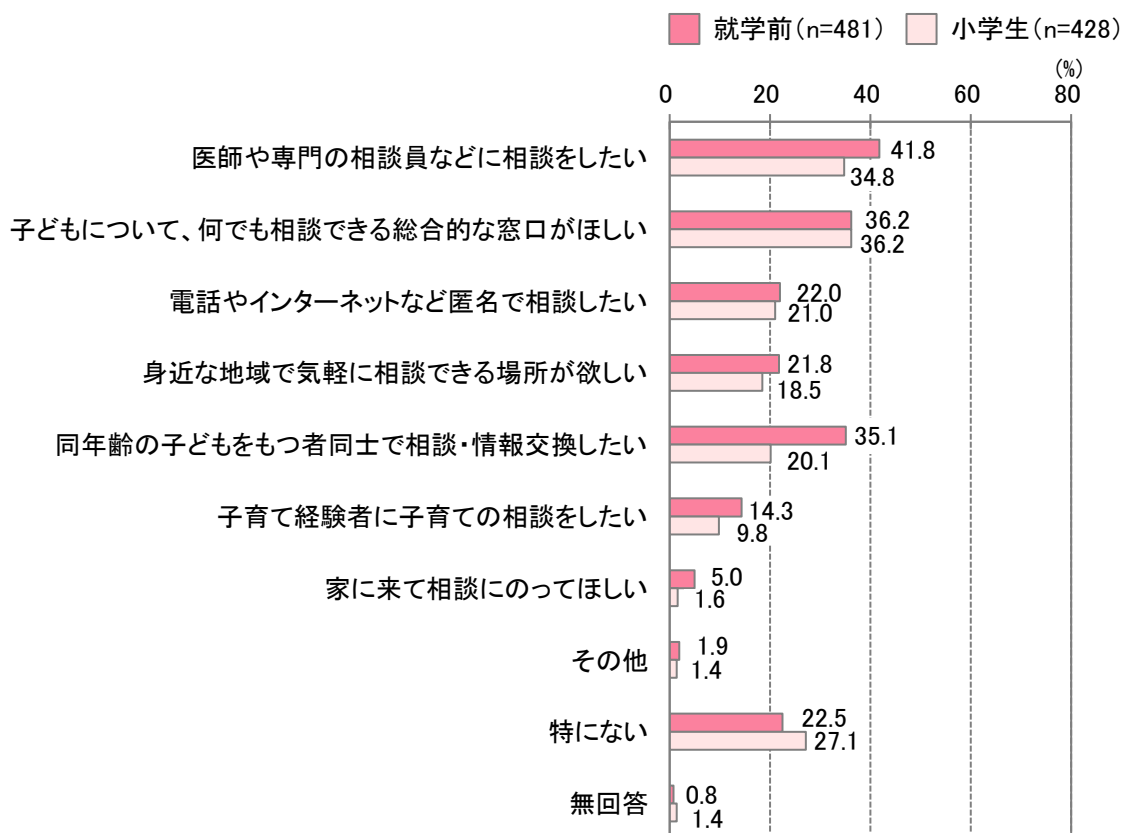
アンケート調査で子育ての不安や悩みを尋ねたところ、就学前・小学生ともに「子育てにお金がかかる経済的負担感」が最も多く、そのほか、「自分の時間がとれず、自由がない」、「子育てによる身体の疲れを感じる」、「子どもの身体的または精神的発育についての不安」、「仕事や地域活動などの社会活動と子育ての両立が難しい」などへの回答が多くみられます。

また、子育てについての相談相手、相談場所として希望することについては、就学前・小学生ともに「医師や専門の相談員などに相談をしたい」「子どもについて、何でも相談できる総合的な窓口がほしい」が多く、就学前では「同年齢の子どもをもつ者同士で相談・情報交換したい」という回答も多くみられます。

本町では、令和4年 10 月に「多度津町子ども家庭総合支援拠点」を設置し、18 歳までの子どもとその家庭、妊産婦を対象に、関係機関と連携を図りながら、様々な相談への対応や適切な支援につなげています。

今後も、子育て世帯が抱える多様化・複雑化した悩みや不安を解消できるよう、相談体制の充実や必要な情報が行き届く体制の整備が必要です。

【子育てについての相談相手、相談場所として希望すること】



【個別施策】

I. 情報提供体制の充実

① 広報紙・ホームページ等による情報発信

担当課	健康福祉課
乳幼児健康診査や遊びのひろばの日程、定期予防接種の案内など、子育てに関する情報を町広報紙や町ホームページ、メール配信、電子母子手帳アプリ等、様々な場や機会を活用して情報提供を行っています。 今後も、各種広報媒体や様々な機会を活用し、積極的な情報提供に努めるとともに、様々な情報がわかりやすく伝わるよう、効率的・効果的な周知・啓発に取り組みます。 また、タイムリーな情報を的確に伝えることができるよう、適宜ホームページの情報を更新していきます。	

② 子育てガイドブックによる情報発信

担当課	健康福祉課
多度津町子育てガイドブックを定期的に作成し、健康福祉課窓口をはじめ、保育所等関係機関にて配布することで、子育てに関する総合的な情報発信に努めています。	

③ 子どもに関する相談先に関する情報発信

担当課	健康福祉課
多度津町子育て支援に関するアンケート調査結果において、各種相談先の認知度が低かったことを受け、公営の機関や電話相談に対する一層の周知に努め、保護者等が相談しやすい環境づくりを推進します。	

Ⅱ. 相談体制の充実

①相談体制の充実

担当課	健康福祉課
子育てに関する不安や悩みの軽減に向け、子育て世代包括支援センター及びこども支援係を中心とした相談体制の充実に努めます。令和4年 10 月には「多度津町子ども家庭総合支援拠点」を、令和8年には子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を併せた「こども家庭センター」を設置し、ケースの状況に応じて、担当課や関係機関と連携し、相談体制の強化を図っていきます。 また、個々の相談内容については個人情報の保護と守秘義務の順守に努めます。	

②療育・発達相談体制の充実

担当課	健康福祉課
特別支援連絡会で作成する発達障害に関するリーフレット活用や、町広報紙での町民向け発達相談会についての広報・周知活動を通じて、発達が気になる子どもを持つ親を適切に町や医療施設、療育施設への受診・相談につなげられるよう、啓発と連携を行います。 発達障害相談会を年2回実施し、公認心理士による相談体制を構築しています。 また、療育・発達相談において、親の不安を少しでもなくし、適切な訓練・指導に結び付くよう、今後も引き続き相談支援事業所と連携しながら相談指導の充実に努めるとともに、必要な支援が途切れることがないよう、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。	

③いじめ・不登校・ゲーム依存症等の相談体制の充実

担当課	教育総務課
関係者の意識・技能の向上を図るとともに、いじめ・不登校・ゲーム依存症等についての調査を定期的に行い、気になる子どもに対する把握や相談活動を行います。 また、すべての教職員が「いじめは許さない」という気運を高め、児童・生徒の日常の関わりを見守る体制づくりの強化を図ります。 児童生徒の困り感を早期発見し、対応できるよう、引き続き ICT 端末を活用したアンケートや担任、養護教諭のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等へ相談できる環境整備を行うとともに、対応方法について検討していきます。	

④児童虐待の相談体制の強化、早期対応の充実

担当課	健康福祉課
要保護児童対策児童部会を活用し、要保護児童等の早期発見や適切な保護、支援に努めるとともに、相談体制の充実に努めます。 また、要保護児童発見の際には早急に確認を行うとともに、個別ケース検討会の開催や関係機関との情報共有など、適切かつ迅速に支援につないでいきます。 児童相談所等の助言を得ながら、ケース会を通じて関係者間で連携、適切な対応を協議するなどの体制の強化を図ります。	

Ⅲ. 子育て交流の促進

① 子育て交流機会の充実

担当課	健康福祉課
妊娠中の不安や子育てに関する不安の軽減、仲間づくり等を目的に、ママパパ教室やのびのび広場など、子育て交流の場を提供しています。 子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援センターを、子どもの遊び場として開放し、母親同士の交流の場として活用を促すなど、利用しやすい運営に努めています。また、保育施設を利用していない未就学児と保護者の見守りを依頼し、要支援児童を発見した場合は早期に情報共有できる体制を整えています。 今後も、地域子育て支援センターに関する周知・啓発を行い、利用促進に努めるとともに、要支援児童を発見した場合は早期に情報共有できる体制の充実を図ります。	

② 乳幼児と親の多様な社会参加の促進

担当課	健康福祉課
子育て世代対象の講習会や保護者のがん検診時などの際に、保護者が安心して参加できるよう、託児やキッズスペースの確保を行うことで、参加しやすい体制づくりに努めます。 また、安心して預けられる託児スペースの確保とマンパワーの充実に努めます。	

③ 自主グループの育成

担当課	健康福祉課
親同士の交流や育児不安を解消するための場を、参加者同士が自らで育てていけるよう、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターなどの活動場所の提供や支援講座の充実などにより、自主グループの育成を図ります。 今後も、町内4か所の地域子育て支援センターに関する周知・啓発を行い、活動場所の提供に努めていきます。	

④ 交流する施設の充実

担当課	健康福祉課
子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターなど、子育て交流の場の施設・設備の充実を図るとともに、施設そのものや玩具も含め、安全に利用できるよう取り組んでおり、町内4か所の地域子育て支援センターの運営に関して、必要に応じて助言・指導を行っています。 今後も、地域子育て支援センターの施設・設備の充実を図るとともに、施設そのものや玩具も含め、安全に利用できるよう取り組んでいきます。	

(3) 子育て家庭を経済的に応援します

子どもの貧困が社会問題となっているいま、アンケート調査でも、子育てにおける不安や悩みの第1位は「子育てにお金がかかる経済的負担感」となっています。既に、令和元年10月から認可保育所の保育料が無償化され、本町においても医療費の助成など様々な経済的支援を実施していますが、子育てとお金は切り離すことができないものとなっています。

ひとり親家庭や障害のある子どものいる世帯では保護者にかかる負担が大きいことから、負担軽減につながる各種制度が、必要とする世帯に行き届くように、周知・啓発が必要です。

【個別施策】

I. 経済的負担の軽減

①教育・保育の無償化、単独減免の実施

担当課	健康福祉課、教育総務課
令和元年10月から保育料が無償化されました。副食費については、多度津町副食費の実費徴収に係る補助事業実施要綱に基づき、補助対象者の副食費を減免しています。また、特定子ども・子育て支援に該当する世帯に対して、副食材料費の給付を行い、保護者に対する負担を軽減しています。主食費や行事費などの実費徴収分や延長保育料は無償化の対象外となっていますが、共働き世帯への減免や就学前第3子への減免など、町単独の減免制度を継続して実施し、各世帯への負担軽減に努めます。 幼稚園については、物価上昇分の給食費については公費で負担し、第3子の給食費と副食費を免除することで保護者への負担を軽減しています。 また、制度について、保護者に適切に正確に伝えるための方法について検討していきます。	

②周知の促進

担当課	健康福祉課
児童手当制度、児童扶養手当制度、福祉医療制度などの経済的支援に関連する制度について、町広報紙やホームページ等を活用し、周知を行っていきます。 また、各種経済的支援制度の利用を促進するため、町広報紙やパンフレット、子育てガイドブックなどを活用し、周知に努めるとともに、関係各課と連携し、個別相談機能の充実を図ります。	

③効果的な経済的支援

担当課	健康福祉課
生活困窮者自立支援制度などの相談事業における支援計画のもと、町社会福祉協議会（生活福祉資金貸付制度等）や県中讃保健福祉事務所（生活保護制度）等機関との連携による支援により、子どもが貧困に陥らないよう努めます。	

④ひとり親家庭への支援

担当課	健康福祉課
ひとり親医療費助成、児童扶養手当、遺児年金、母子寡婦福祉資金貸付など、ひとり親家庭への助成制度や負担軽減制度について適切に情報共有し、漏れのない制度案内と勧奨を行います。	

⑤就学援助制度

担当課	教育総務課
義務教育の円滑な実施を図るため、町内に住民票があり、小中学校へ通う児童・生徒のいる世帯が、経済的な理由で子どもの就学が困難な場合に、児童生徒の保護者に対し、多度津町就学奨励費支給要綱に基づき、必要な援助を行っています。 保護者に制度の主旨を正確に伝え、援助が必要な家庭に対し適切に対応できるよう、周知方法を検討していきます。	

Ⅱ. 医療費等の助成

①乳幼児等医療費助成制度の推進

担当課	健康福祉課
令和5年4月1日より、乳幼児等医療費助成制度の対象年齢を「高校卒業まで」に拡充し、子育て家庭の医療費負担の軽減に努めています。 引き続き、乳幼児等医療費助成制度の推進を行うとともに、必要に応じて制度内容の改良に努めます。	

②育成医療の給付

担当課	健康福祉課
18 歳未満の肢体不自由、聴覚・音声言語機能障害、または先天性内臓・心臓疾患の障害のある児童に対し、生活に必要な医療が給付されるよう、制度の適切な案内及び支給認定に努めます。	

③重度心身障害者（児）に対する医療費の助成

担当課	健康福祉課
重度心身障害者医療は身体障害者手帳4級以上、療育手帳⑧以上を対象とし、重度の心身障害者（児）に対し、医療費の助成を行います。	

④特別児童扶養手当

担当課	健康福祉課
一定の障害がある 20 歳未満の児童を養育している父母または養育者に対し、必要なサービスが提供されるよう、窓口にて申請相談及び支援に努めます。 特別児童扶養手当の制度について案内し、必要に応じて申請手続きを行うとともに、その他福祉サービスについても障害担当につなぎ、必要な手続きが漏れなく行えるよう支援していきます。	

⑤障害児福祉手当

担当課	健康福祉課
20 歳未満で、重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を要する状態にあり、在宅で生活している児童に対して、申請相談及び支援に努めます。	

(4) 働きながら子育てしている家庭を応援します

女性の社会進出が進んでいる現在、令和2年の本町の女性の就業率は、25～29 歳で 73.0%、30～34 歳で 71.8%と、平成2年のそれぞれ 61.3%、58.4%から上昇しています。25～34 歳の区分において（結婚や出産などを理由に離職し）就業率が低下する、いわゆる M 字カーブがみられなくなっており、子育てしながら働く女性が増えていると考えられます。

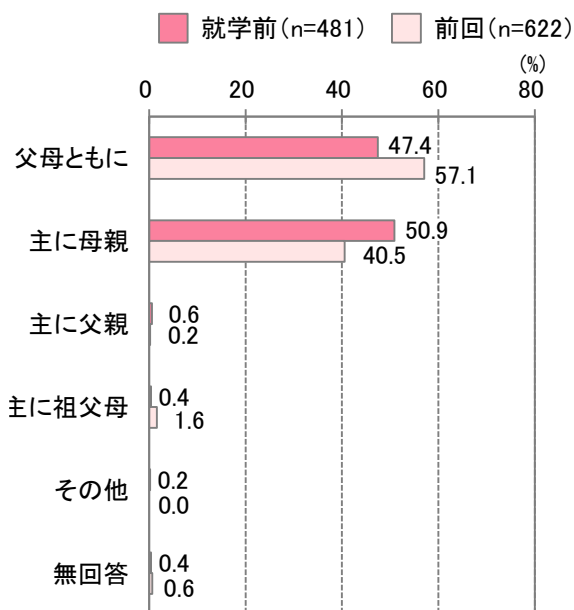
「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成 30 年7月に公布され、長時間労働を是正し、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」の実現に向けた働き方改革推進が進められています。

アンケート調査では、子育てを主に行っている方は「主に母親」が「父母ともに」を上回っており、前回調査よりも「主に母親」が1割程増加しています。父親の育児参加が進まない現状については、要因を分析し、今後の改善につなげることが、求められます。

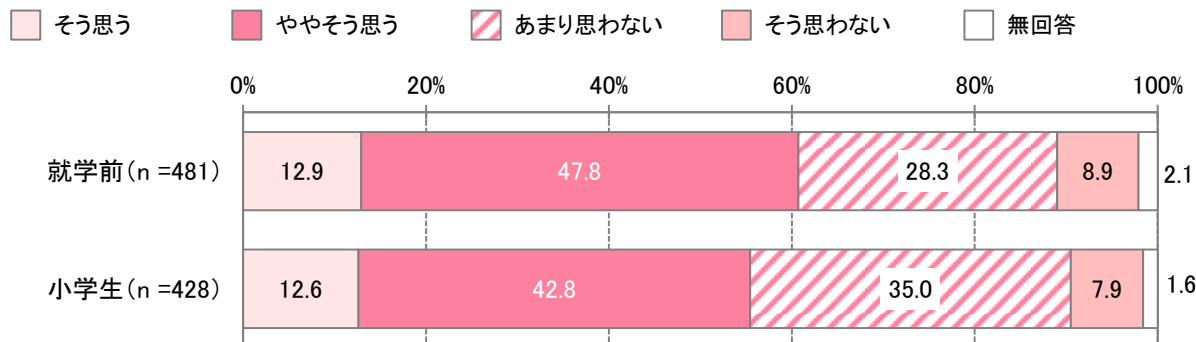
また、仕事と生活の調和が取れていると思うか尋ねると、就学前・小学生ともに「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた“思う”が約6割となっているものの、「あまり思わない」と「そう思わない」を合わせた“思わない”も約4割となっており、こちらも前回調査からの大幅な改善には至っていません。

これらをふまえ、働きながら子育てをしている家庭が、安心して子育てをしながら仕事と両立していけるよう、各種保育サービスの充実に努めるとともに、子育て世帯が安心して働き続けられる職場環境となるよう、企業や事業所に働きかけていく必要があります。

【子育てを主に行っている方】



【仕事と生活の調和が取れているか】



【個別施策】

I. 男女共同参画の促進

①男性の子育てへの啓発活動の推進

担当課	住民環境課
男性が育児や家事に参加することを促すため、保健指導や生涯学習講座、家庭教育学級等を機会ととらえ、パンフレットをはじめとした各種啓発を行います。 毎年、町広報紙において「男女共同参画週間(6月 23 日から 29 日)」に関する記事を掲載し、そのなかで、性別による無意識の思い込み等の解消に向けた啓発や、本町で作成している男女共同参画啓発動画「みんなのしごと図鑑」を紹介する等、男女共同参画の促進について普及啓発を行っています。 また、職員に対しては、本庁メールや、安全衛生委員会に資料の提供を行うなどして、男女共同参画の促進に努めています。	

②男性の育児休業制度等利用促進に向けた啓発

担当課	住民環境課
男性の育児休業制度等の利用を促進するため、令和4年4月に育児・介護休業法が改正され、出生時育児休業(産後パパ育休)や育児休業中の手当の増額など、男性の育児休業取得を促進するための制度が創設されたことなどについて、商工会議所と連携して事業所への啓発を検討するとともにホームページや SNS を活用しながら、制度の利用促進につながる啓発方法を検討していきます。	

③女性の社会参加の促進

担当課	住民環境課
仕事や生涯学習、趣味等に女性が参加しやすい環境づくりのため、各種団体による広報活動への協力や、公民館における女性セミナー、イベントの開催等を実施していきます。 町政や地域活動等に、家庭や子どもについての視点が豊かな女性の意見を積極的に反映できるまちづくりを推進するとともに、各種審議会委員等へ女性の登用の促進を図ります。また、女性の登用については、全庁の課題として取り組んでいけるよう努めます。	

④男女平等教育の推進

担当課	健康福祉課、生涯学習課、教育総務課
保育施設や学校、幼稚園などの各施設で男女平等教育を推進するとともに、子どもの時から男女が共同して家事・育児等を行うことの大切さ、授業や遊びを通じて「男らしく、女らしく」ではなく、個人が好きな物を尊重する大切さを啓発しています。国や県からの通知を各施設に周知するとともに、男女平等教育を推進するよう指導しています。 また、教職員に県や国等が開催する研究会や研修会に参加を促し、男女平等教育についての知識の取得などにより質の向上に取り組めます。	

⑤配偶者等からの暴力による被害者対策の推進

担当課	健康福祉課
こども支援係において、児童虐待及び DV 等についての相談に応じ、必要に応じて児童相談所や子ども女性相談センター、警察、中讃保健福祉事務所等と連携して支援に結び付けるとともに、相談体制の充実に努め、あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり、被害者支援体制の充実に図ります。 また、対象者の転入・転出時は、他市町村との情報共有や対象者のケース移管を迅速かつ適切に行い、支援体制の充実に図ります。	

Ⅱ. ワーク・ライフ・バランスの推進

①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

担当課	住民環境課
ワーク・ライフ・バランスの考え方や多様な選択肢の存在、それを支える法制度やサービスについての啓発・情報提供を行います。 また、近隣市町とともに形成する瀬戸内中讃定住自立圏域内の市町、経済団体、国の機関、報道機関にて構成する「瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会」において、構成機関の連携・協働のもと、ワーク・ライフ・バランス推進や女性活躍推進に向けた講演会の開催などを行っており、今後も連携しながら普及・啓発に取り組めます。	

②育児休業制度の普及・利用促進

担当課	健康福祉課
ハローワーク等の関連機関と連携して、育児休業制度や育児休業給付制度についての広報・周知を図り、利用を促進します。 また、育児休業取得後からの保育施設への入所や育休延長などの取り扱いについて柔軟に対応し、育児休業を取得しやすい環境づくりを行うため、保育士の確保に努めます。	

③産休・育休後における保育施設等の利用支援

担当課	健康福祉課
産休及び育休取得後、計画的に保育施設に入所ができるよう情報提供や相談を行い、円滑な利用ができるよう努めます。 また、ならし保育期間を考慮し、復帰の前月から施設を利用できるようにし、安心して職場復帰ができるよう支援していきます。	

④働きやすい環境づくりの推進

担当課	産業課
事業所での男女格差解消に向けた積極的改善措置（ポジティブアクション）、労働時間短縮やフレックスタイム制など多様な働き方について啓発し、非正規雇用者の雇用環境の向上を図られるよう、国・県からのポスターやリーフレットの掲示や配布による周知、関係機関との連携に努めます。 また、今後も継続して香川県の推進事業に協力していきます。	

⑤仕事と子育ての両立に向けた環境の整備

担当課	健康福祉課
延長保育の実施をはじめ、放課後児童クラブの対象児童の拡充や受け入れ先の拡大など、働く保護者にとって利用しやすい保育施設や放課後児童クラブの運営に取り組むとともに、動向をみながら事業所内保育事業の拡充を検討するなど、仕事と子育ての両立に向けた環境整備に取り組んでいきます。 また、保育士の確保を図るとともに施設を修繕し、児童が快適に過ごせるような環境に努めます。	

⑥再就職やキャリアアップへの支援の強化

担当課	健康福祉課、産業課
出産や育児等により退職した女性などが再就職しやすいよう、ハローワークによる相談会や再就職支援セミナーなど、雇用機会や技術習得機会についての情報提供や啓発を行っていきます。 ハローワーク丸亀のマザーズコーナー専門職員による「子育てサポート出張ハローワーク」などと連携し、相談機会の確保・増加に努め、子育て世代の職業相談を強化していきます。	

(5) 子どもを明るい未来へつなぎます(貧困対策)

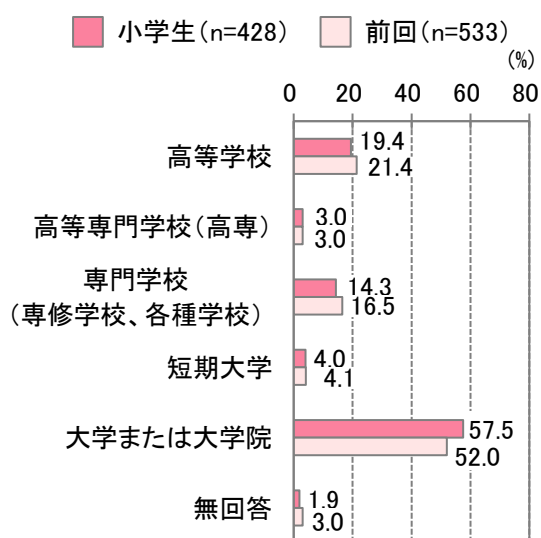
令和6年6月、「子どもの貧困対策推進法」が「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」へと改正され、子どもの貧困を解消していくため、具体的支援の強化や社会的責任の明確化など、大幅な変更が加えられました。貧困により子どもが適切な療育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験機会を得られないこと、権利や利益を害され、社会から孤立することがないようにすることを目的とすることが明記されました。

令和4年の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は11.5%で、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯では44.5%となっています。

アンケート調査では、将来どこまで進学させたいか尋ねたところ、小学生では経済的状况に関わらず「大学または大学院」が最も多いものの、経済的状况(2区分)別に見ると、経済的状况が苦しい世帯では41.2%と、そうでない世帯の67.7%に比べて少なく、「高等学校」の割合が多くなっています。また、進学する際に最も心配なこととして「金銭的な負担」が最も多くなっています。

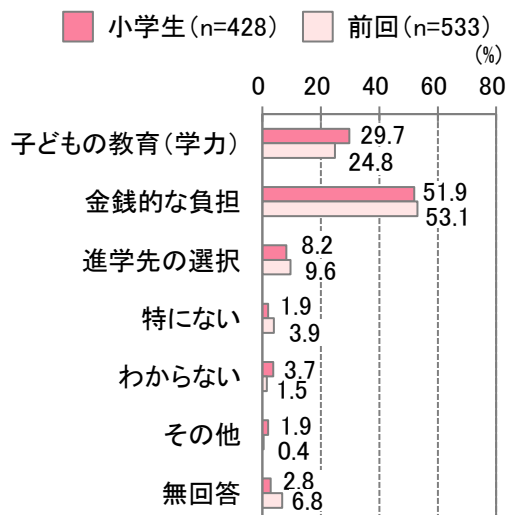
貧困は世代を超えて連鎖するといわれています。貧困により子どもが適切な療育・教育・医療を受ける機会を奪われることがないように、負の連鎖を断ち切るべく、子どもの貧困問題に対応していく必要があります。

【将来の進学希望】



	高等学校	高等専門学校(高専)	専門学校(専修学校、各種学校)	短期大学	大学または大学院	無回答
全体	19.4	3.0	14.3	4.0	57.5	1.9
経済的状况						
ゆとりある+普通	13.5	3.1	10.8	2.7	67.7	2.3
苦しい	29.1	3	19.4	6.1	41.2	1.2

【進学の際の心配事】



	子どもの教育(学力)	金銭的な負担	進学先の選択	特にな
全体	29.7	51.9	8.2	1.9
経済的状况				
ゆとりある+普通	33.5	43.5	10.0	3.1
苦しい	23.6	65.5	4.8	-
	わからない	その他	無回答	
全体	3.7	1.9	2.8	
経済的状况				
ゆとりある+普通	5.4	1.2	3.5	
苦しい	1.2	3.0	1.8	

【個別施策】

I. 教育の支援

①学校を拠点（プラットフォーム）とした学習支援

担当課	教育総務課
学校を拠点（プラットフォーム）に家庭や地域、団体など、様々な教育や福祉に関係する機関が連携を図りながら、子どもの未来につながる教育を実施し、総合的な子どもの学習支援を推進します。 支援が必要な家庭に対し、関係機関がケース会等を開催し、情報を共有するとともに、必要な支援を行っています。今後も、関係機関が必要な情報を共有し、支援方法等の協議を行い、対応していきます。	

②学校教育による学力保障

担当課	教育総務課
すべての児童生徒の学力向上に向けた指導の充実を図るため、日頃の学習状況や家庭学習、学力・学習状況調査等から個々人の学習理解度を把握し、少人数指導、習熟度別指導を行うなど、一人ひとりの学習特性や個人に応じた支援を行い、学力の保障に取り組みます。 また、個別最適な学習を進めていくうえで、ICT 等を活用し、個人の学力が身に付くよう努めており、今後も ICT 等を活用した学習方法について研究を続けていきます。	

③スクールソーシャルワーカーによる支援

担当課	教育総務課
各学校でスクールソーシャルワーカーによる教育相談を行い、子どもや家庭の状況に応じて必要な支援・機関につなぐなど、適切な支援となるよう努めています。 困り感のある家庭がスクールソーシャルワーカーに相談できる体制を整備し、必要な支援・機関につなぐようにしています。今後は、相談しやすい方法について検討していきます。	

④地域における学習支援

担当課	健康福祉課
地域と連携を図りながら、放課後児童クラブや放課後子ども教室による放課後の居場所の提供、学習支援の充実に努めます。放課後児童クラブでは、下校後及び長期休業期間中の利用において学習時間を設け、学校の宿題に取り組んでいます。学習時は、学習に取り組みやすい環境の工夫を行い、支援員が学習中の見守りを行っています。 また、町社会福祉協議会にて行っている、子どもの学習支援（生活困窮者自立支援事業）の推進を図るとともに、各地域で子どもの学習支援に向けた取組が進むよう、周知・啓発と新たな担い手の育成に努めます。	

⑤教育・保育の無償化、単独減免の実施（再掲）

担当課	健康福祉課、教育総務課
令和元年 10 月から保育料が無償化されました。副食費については、多度津町副食費の実費徴収に係る補助事業実施要綱に基づき、補助対象者の副食費を減免しています。また、特定子ども・子育て支援に該当する世帯に対して、副食材料費の給付を行い、保護者に対する負担を軽減しています。主食費や行事費などの実費徴収分や延長保育料は無償化の対象外となっていますが、共働き世帯への減免や就学前第3子への減免など、町単独の減免制度を継続して実施し、各世帯への負担軽減に努めます。 幼稚園については、物価上昇分の給食費については公費で負担し、第3子の給食費と副食費を免除することで保護者への負担を軽減しています。 また、制度について、保護者に適切に正確に伝えるための方法について検討していきます。	

⑥就学援助制度（再掲）

担当課	教育総務課
義務教育の円滑な実施を図るため、町内に住民票があり、小中学校へ通う児童・生徒のいる世帯が、経済的な理由で子どもの就学が困難な場合に、児童生徒の保護者に対し、多度津町就学奨励費支給要綱に基づき、必要な援助を行っています。 保護者に制度の主旨を正確に伝え、援助が必要な家庭に対し適切に対応できるよう、周知方法を検討していきます。	

Ⅱ. 保護者の生活支援と就労支援

①母子保健事業の充実

担当課	健康福祉課
貧困の状況に関わらず、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊産婦及び乳児健康診査の助成や乳幼児健康診査等の充実と適切な受診勧奨に努めます。 また、産前・産後のうつや育児に対する不安等の軽減に向け、産後ケア事業や一時預かり事業、子育て世代包括支援センターでの専門相談やパパママ教室への参加を促すなど、不安や悩みの軽減に努めます。	

②ひとり親家庭相談の充実（再掲）

担当課	健康福祉課
ひとり親家庭に対し、県内のひとり親家庭に関する制度をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を使用して、ひとり親家庭が利用できる各種サービスや相談窓口を周知します。また、必要に応じて母子・父子自立支援員へつなぎ、不安や悩み等の解消に努めています。 今後もひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため、現況届に来庁した対象者の状況をアンケートにより把握し、必要に応じて母子・父子自立支援員等の関係機関やサービスにつなぐとともに、気軽に相談できる窓口づくりときめ細やかな相談に努めていきます。	

③経済的支援（再掲）

担当課	健康福祉課
ひとり親医療費助成、児童扶養手当、遺児年金、母子寡婦福祉資金貸付など、ひとり親家庭への助成制度や負担軽減制度について、適切に情報共有し、漏れのない制度案内と勧奨を行います。	

④医療費等の助成

担当課	健康福祉課
乳幼児等医療費助成制度や育成医療、障害のある児童に対する各種助成制度などが適切に行き届くよう、対象者への個別案内や町広報紙・ホームページ等を活用して周知等に取り組みます。 乳幼児等医療費助成制度については、令和5年4月1日より助成対象年齢を「18歳到達後の年度末まで」に拡充し、子育て家庭の医療費負担の軽減に努めています。	

⑤教育・保育事業、子ども子育て支援事業の充実

担当課	健康福祉課、教育総務課
幼稚園や保育施設における教育・保育事業をはじめ、放課後児童クラブや一時預かり等の各種子育て支援事業の充実を図り、保護者が安心して子育てができるよう支援していきます。 令和3年度から幼稚園での預かり保育の終了時間を 18 時までとし、令和5年度から新たに1事業所が一時預かり事業を開始し、保護者が安心して子育てできるように努めています。	

⑥就労の促進と自立支援の推進（再掲）

担当課	健康福祉課
香川県が実施する自立支援教育訓練給付金や、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業等の紹介をはじめ、就業相談や講習会等、役に立つ情報を案内するなど、ひとり親家庭の就労促進に努めています。 また、ハローワークと連携し、現況届の時期にひとり親家庭向けの出張ハローワークを実施します。 今後も各種事業や講習会を案内するなど、関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭の就労支援に努めます。	

⑦再就職やキャリアアップへの支援の強化（再掲）

担当課	健康福祉課、産業課
出産や育児等により退職した女性などが再就職しやすいよう、ハローワークによる相談会や再就職支援セミナーなど、雇用機会や技術習得機会についての情報提供や啓発を行っていきます。 ハローワーク丸亀のマザーズコーナー専門職員による「子育てサポート出張ハローワーク」などと連携し、相談機会の確保・増加に努め、子育て世代の職業相談を強化していきます。	

⑧生活困窮者自立支援事業の推進

担当課	健康福祉課
生活困窮世帯を対象に、香川県社会福祉協議会と町社会福祉協議会が連携しながら生活困窮者自立支援事業を実施しており、相談支援員による自立支援に向けた相談や就労支援、子どもの学習支援など、包括的な支援を行います。 経済的な相談が寄せられた場合は、個々の状況に応じて町社会福祉協議会（生活福祉資金貸付制度等）や県中讃保健福祉事務所（生活保護制度）等と連携し、適切な支援を受けることができるよう努めます。	

Ⅲ. 子どもの生活支援

①児童養護施設等の退所児童等の支援

担当課	健康福祉課
児童養護施設等を退所する子どもが、安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、児童相談所や自立援助ホーム、アフターケア事業所、子育て支援団体等の関係機関との情報共有・連携により適切な支援を行い、退所児童のアフターケアを推進します。 また、必要に応じて関係各課とも連携しながら、行政手続きに関する助言やサポートを行います。	

②食育の推進に関する支援

担当課	健康福祉課
乳幼児期や学齢期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる大事な時期であることから、食育事業を通して食生活習慣や食の重要性について周知・啓発を行い、食育の推進に努めます。 栄養バランスの取れた食事や居場所等を提供する「こども食堂」については、令和4年12月から特定非営利活動法人による運営が開始しました。今後も町窓口でのチラシ設置等による周知に協力していきます。	

③子どもの居場所づくり

担当課	健康福祉課
放課後児童クラブ及び四つ葉クラブでは、小学校放課後及び夏休み等長期休業期間中に保護者が就労等で監護できない子どもを預かり、学習支援や遊びの提供を行うことで、子どもの居場所づくりを行っています。 さらに今後、「子ども第三の居場所」が開設された場合は、可能な支援を行うことにより、子どもの居場所づくりの拡充に努めます。	

3. 子育てや子育ての喜びを共有できる地域づくりを応援します

(1) 魅力ある安全な遊び場づくり・居場所づくりに取り組みます

遊びは子どもの成長に不可欠な要素であり、安全に遊べる遊び場、安心して過ごせる居場所の提供が必要です。

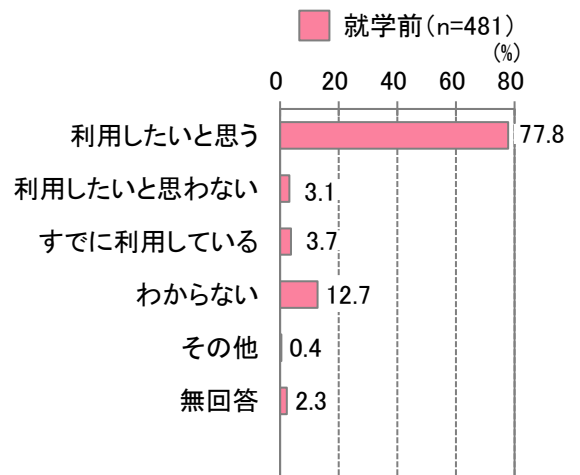
アンケート調査では、親子の居場所として、自由に利用できる居場所があれば利用したいと思うかと尋ねたところ、「利用したいと思う」と答えた保護者は就学前で77.8%と、自由に利用できる親子の居場所を求めている状況にあります。

また、子どもの遊び場について日頃感じていることを尋ねたところ、就学前、小学生ともに「近くに遊び場がない」「思い切り遊ぶための十分な場所がない」「雨の日に遊べる場所がない」への回答が多く、前回調査と同様の傾向になっています。

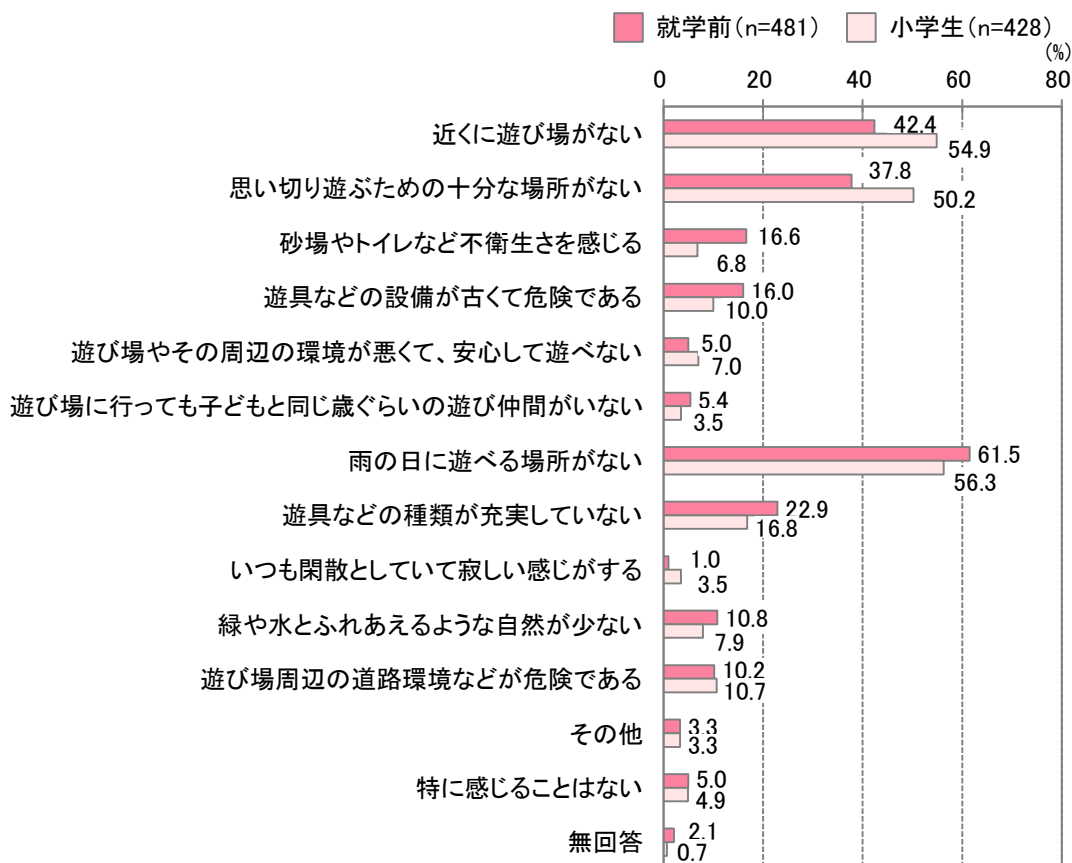
町内に4か所設置している地域子育て支援センター等で居場所の提供により、屋内で自由に遊べる場所は確保しているものの、親子にとっての魅力的な遊び場や居場所を今後も提供していく必要があります。

また、施設等の運営にあたっては、地域の人の協力や声を取り入れることも重要であり、効率的・効果的な施設運営に努めつつ、安全・安心な場の提供に取り組む必要があります。

【親子の居場所として、自由に利用できる場所があれば利用したいと思うか】



【子どもの遊び場について、日頃感じていること】



【個別施策】

I. 屋外活動の場の充実

①身近な活動の場の充実

担当課	建設課
公園は子どもに遊びの楽しさを提供する場所であるとともに、様々な経験を通して、身体的、精神的、社会的な成長につながるなど、必要不可欠なものとなっています。令和4年度には道福寺公園を新設し、新たな子どもの遊び場及び居場所づくりを実現しました。 公園整備については、国や県の動向を見ながら補助制度を活用した整備を検討しつつ、地域のなかの子どもの遊び場、社会性を育む場の確保に努めます。 公園の安全面についてはチェック体制を取り、適時修繕等を行うとともに、撤去や更新等について検討していきます。	

②魅力ある子どもの遊び場づくりの推進

担当課	政策課、住民環境課、 産業課
桃陵公園、堀江公園、桜の森高原などの施設管理・運営は、(公)多度津町シルバー人材センターや民間への委託などにより、適切な管理・運営に努めます。 (旧)八幡の森ほとりの里については、施設管理を民間に委託し、地域の意見を取り入れながら、地元住民の憩いの場となるよう適切な管理・運営に努めます。 子育て世代が利用しやすい環境づくりをめざしていくとともに、引き続き、公園を安全で快適な環境に保つために、健全な維持管理を図っていきます。	

③自然環境の保全・活用

担当課	住民環境課
野山や水辺が子どもたちにとって身近な自然を学べる場となるよう、不法投棄の禁止や海ごみ対策等について周知啓発を行い、自然環境の保全につながる情報発信を行います。 西白方海岸や桜川流域の地元ボランティア清掃に対する支援を継続するなど、地域住民の協力のもと、自然環境の適切な維持管理に努めます。	

④屋外スポーツ施設の充実

担当課	生涯学習課
グラウンド、テニスコートなどの屋外スポーツ施設の充実や適正な維持管理・運営に努めるとともに、施設の老朽化などについての安全性を確保しつつ、効率的・効果的な事業計画に基づき改善・維持修繕を行います。 町民等からの高いニーズがある放課後や休日の学校施設開放事業を推進し、積極的な屋外活動の場の提供に努めます。	

Ⅱ. 屋内活動の場の充実

①地域での屋内遊びの場の拡充

担当課	健康福祉課、生涯学習課
町内に4か所ある地域子育て支援センターにおいて、子ども同士や親子連れが気軽に安心して遊べる場を提供しており、今後も周知・啓発を積極的に行い、利用を促進します。 また、公民館において、子どもを対象とした講座や教室の開催、放課後子ども教室の実施など、地域における屋内での活動の場を提供できるよう事業を推進するとともに、子どもたちの健全育成推進に努めます。	

②図書館機能の充実

担当課	生涯学習課
図書資料等のさらなる充実を図ることで、子どもや保護者にとって魅力ある図書館となるよう努めるとともに、読み聞かせボランティアなどにより、子どもの読書活動の推進に努めます。 また、読み聞かせボランティアの人材発掘や読み聞かせ技術の向上等の支援により、子どもの居場所となれる図書館の整備を推進していきます。	

③資料館機能の充実

担当課	生涯学習課
資料展での子どもたちにもわかりやすい解説の付記や、一方でそのとらえ方を子どもたちの感性にゆだねるなどの工夫や、総合的な学習の時間等における資料館の活用への積極的な協力、職場体験学習の受け入れなど、子どもたちが地域の歴史にふれる機会を積極的に提供するとともに、従来とは異なるコンセプトでの展示も併せて企画するなどして、子どもたちが本町の豊かな歴史を知る機会を提供していきます。	

④屋内スポーツ施設の充実

担当課	生涯学習課
総合スポーツセンター、屋内温水水泳プール、町民会館など屋内スポーツ・文化施設の充実に向け、指定管理者である公益財団法人多度津町文化体育振興事業団と連携しながら、適正な管理、維持、運営等に取り組めます。 また、町民等からの高いニーズがある学校施設開放事業を推進し、積極的な屋内活動の場の提供に努めます。	

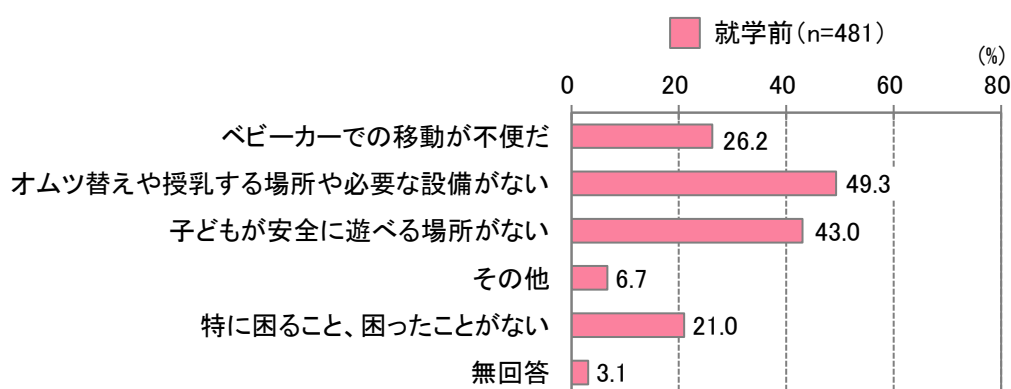
(2) 子育てにやさしい、安全・安心なまちづくりを進めます

アンケート調査で子どもとの外出の際、困ること・困ったことについて尋ねたところ、「オムツ替えや授乳する場所や必要な設備がない」「子どもが安全に遊べる場所がない」が4割以上となっています。

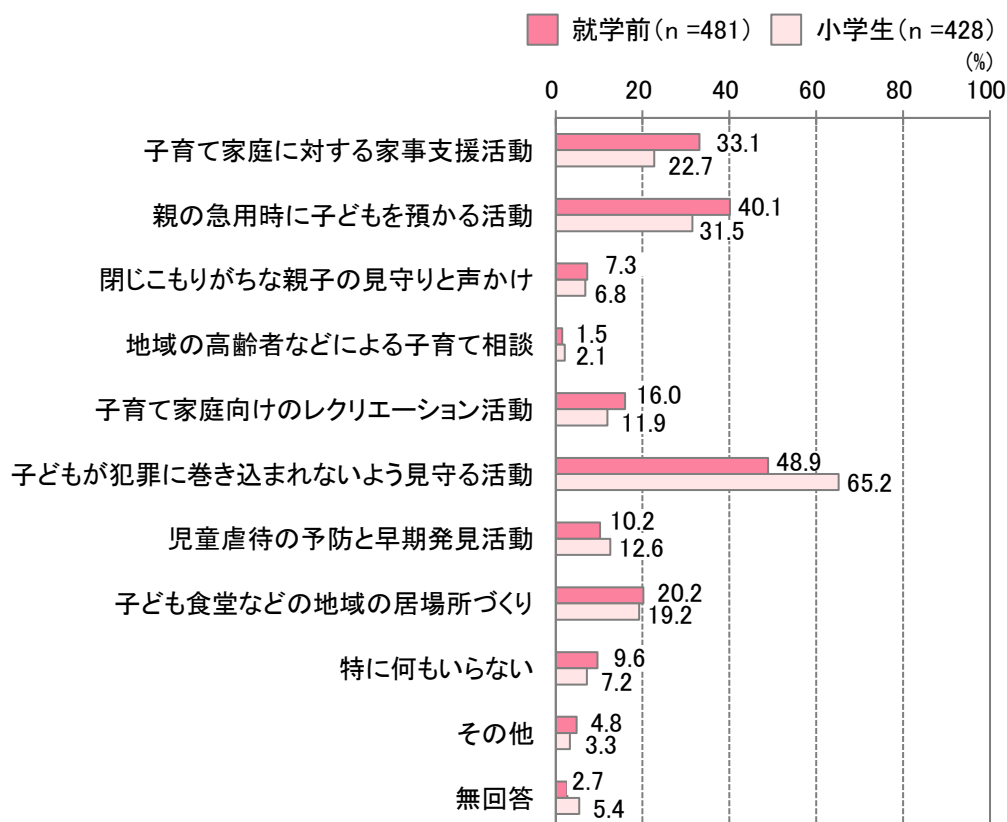
また、子どもや子育て家庭に必要な支援活動を尋ねたところ、就学前、小学生ともに「子どもが犯罪に巻き込まれないよう見守る活動」が最も多く、子どもの安全が求められています。

子どもが巻き込まれる犯罪が全国的に増加するなか、通園・通学の際の見守りや通学路の危険個所の点検をはじめとした交通安全対策をはじめ、災害対策や防犯体制の強化など、地域や関係機関と連携を図りながら、日常生活における安全・安心の確保が必要となっています。

【お子さんとの外出の際、困ること・困ったこと】



【子どもや子育て家庭に対する支援活動の希望】



【個別施策】

I. 子どもにやさしいまちづくりの推進

①子育て支援設備の整備

担当課	総務課、健康福祉課、 生涯学習課
令和4年6月に開庁した多度津町役場の新庁舎、多度津町地域交流センターは、ベビーカーの乗降がしやすい広いかごのエレベーターやトイレ内のベビーチェアに加え、1階待合ロビーにキッズスペースを設ける等、親子連れの来庁者に配慮した設計となっています。2か所の鍵付き授乳室は、水道や電気ケトルのほか、ベビーベッド、オムツ等のダストボックスを完備しており、プライバシーが保たれ、落ち着いて授乳できるスペースを確保しており、今後も親子連れの来庁者が安心して利用できるよう、継続した設備の運営及び衛生面の維持に努めます。 また、本施設は香川県健康福祉部子ども政策推進局による「かがわこどもの駅」としての登録・認定を受けており、県内の子育て家庭や妊婦さんに安心して訪れていただける施設として情報提供されています。 今後も、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団と連携しながら、公共公益建物等の管理等を行い、必要に応じた改修、または対応可能な改修等を行いながら、子育てしやすい環境の整備に努めていきます。	

②公共交通機関の充実

担当課	政策課
JR 多度津駅のバリアフリー化について、事業主体である JR 四国と協議を行いながら、国・県と協調してバリアフリー化事業に対する補助金の交付を行い、バリアフリー化の推進に対する支援を行っていきます。	

③良質な住環境づくりの促進

担当課	政策課、建設課
町営住宅は建設後 30 年以上経過した住宅が多く、老朽化が進行していることから、多度津町町営住宅等長寿命化計画に基づき、維持管理の計画が決まっている町営住宅については、順次、室内修繕を実施し、入居可能な住宅戸数の確保を図っていきます。 また、空き家バンクに登録された空き家を改修する費用の補助を行うなど、移住・定住の促進に努めます。	

④通園路・通学路などの安全・安心の確保

担当課	総務課、教育総務課
地域や多度津町交通指導員、多度津町交通安全を守る会連絡協議会、警察等の関連団体や PTA と連携・協力して街頭立哨等を実施し、子どもの通園・通学路の安全確保を行います。 また、安全な登下校の方法について学ぶ交通安全教室等の機会を充実するとともに、防犯意識の向上に努めます。	

Ⅱ. 子どもの安全・安心の確保

①交通安全施設等の整備

担当課	総務課、建設課、 教育総務課
子どもの交通事故の防止に向け、小中学校や地域から危険箇所に関する情報を得ながら、通学路の点検・確認を行うとともに、フェンスの設置や通学路の路面標示等の設置など早期に実施できるよう、関係機関と連携して情報の共有、多度津町通学路交通安全プログラム等に沿った安全な交通安全施設の整備に努めます。	

②交通安全意識の高揚

担当課	総務課
多度津町交通指導員、多度津町交通安全を守る会連絡協議会、警察等と連携して、入園式・入学式の際の親子交通安全教室や交通公園を使用した親子交通安全教室を実施し、子どもだけでなく保護者にも交通ルールの遵守の大切さへの理解や交通安全の意識の啓発・向上に努めます。 今後も、多度津町交通指導員、警察等の関連団体と連携しながら、親子交通安全教室等で子どもの交通ルールの遵守についての教育を学ぶ機会を増やし、さらに交通安全意識の向上を身に付けるよう呼びかけます。	

③子どもに配慮した防災対策の推進

担当課	総務課
毎年1校区ずつ防災訓練を実施し、各世代に対して防災に対する啓発を行っていきます。 また、防災訓練の実施については、地域特性に合った訓練を実施することが重要であることから、自主防災組織や自治会、消防団等と連携し、訓練の実施に取り組んでいきます。	

④人にやさしい災害避難場所の整備

担当課	総務課
災害時に避難所で女性や子どもが必要とする備蓄品（着替えや粉ミルク等）、子どもや乳幼児のためのアレルギー対策防災食品、ポータブルトイレ等の備蓄品の整備・拡充を図ります。	

⑤子どもに配慮した防犯体制の強化

担当課	教育総務課
子どもの犯罪被害防止に向け、地域での見守りの啓発など、防犯体制の強化を図ります。 子ども110番制度について趣旨を理解していただき、協力いただける家庭や事業所が増えるよう周知等に努めます。	

Ⅲ. 青少年の健全な成長を支える環境づくり

①喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施

担当課	健康福祉課
心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を養うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において、健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を実施するとともに、一般向けの薬物乱用防止の広報として国・県が作成したポスターやパンフレットの掲示や、町広報紙への情報掲載、民生委員・児童委員、主任児童委員への研修を行います。	

②有害環境対策推進

担当課	健康福祉課
少年育成センター補導員や地域の方の協力を得て、通園・通学路を主に、地域の目の届きにくい箇所も併せて巡視や見回りを行います。	

(3) 町民の意識を高め、地域の子育て力・子育て力を高めます

本計画の基本理念にあるよう、地域で子育て世帯を応援し、ともに喜びや楽しさを実感できるまちづくりが必要です。

アンケート調査で子育てが地域に支えられていると思うか尋ねたところ、就学前・小学生の保護者とともに約6割の人が“そう思う（「そう思う」と「どちらかというと思う」の計）”と答えています。約2割の人が“そう思わない（「どちらかというと思わない」と「そう思わない」の計）”と答えています。

子どもたちが安全で健やかに成長していくためにも、地域全体で子育て世帯を支える体制・仕組みが重要であり、その気運を高めるためにも地域や関係機関等、様々な担い手との連携強化と、各担い手の活動を支援していく必要があります。

【個別施策】

I. 町民の関心の喚起

①世代間の学習機会の拡大

担当課	生涯学習課
子育て世代と祖父母世代が協力しながらよりよい子育てをすることができるよう、地域活動における子どもの世代間交流への支援を行います。 「わんぱく寺子屋」等の野外活動行事や、公民館にて行う三世代交流事業など、これまで実施してきた内容を練り直したり、新たな取組を検討したりしながら、地域活動における世代間の学習機会や交流機会の場の提供に努め、子どもの心豊かな成長に寄与できるよう努めます。	

II. 地域子育て機能の強化

①こども家庭センターの設置

担当課	健康福祉課
令和4年 10 月に、健康福祉課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、すべての子どもとその家庭に対する切れ目のない継続的な支援の実施に努めています。 令和8年には子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を併せた「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めます。	

②子育て関連団体の活性化

担当課	健康福祉課、生涯学習課
子ども会、スポーツ少年団、幼稚園・保育施設保護者の地域組織活動など、子どもや子育て当事者が主体となる団体への補助金交付等による支援を行い、活動の活性化を図ります。	

③子どもに関わる研究の実践

担当課	健康福祉課
各種健診結果や医療費分析をはじめ、本町で実施したアンケート結果など、子どもの生活に関わる各種データの分析や研究を重ね、今後の施策・事業の立案に活用するとともに、各種結果の情報発信に努めます。	

④ファミリー・サポート・センターの検討

担当課	健康福祉課
地域の子育て援助活動を支援するため、ファミリー・サポート・センターの設置について利用者ニーズや制度の動向をふまえ、実施の検討を行います。	

Ⅲ. 子育てを支援する人材の育成

①地域活動の人材の育成・確保

担当課	健康福祉課
子育て世代包括支援センターにおいて、保健師・助産師・看護師・保育士の専門職を専任スタッフとして確保して支援を行っており、今後も子育て支援団体の母子愛育班の育成に努めていきます。 今後も、様々な場や機会を活用し、母子愛育会をはじめとした子育てボランティアの育成に努めるとともに、各ボランティア団体の活動を支援していきます。	

②民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実

担当課	健康福祉課
民生委員・児童委員、主任児童委員について、保護司との共同ケース検討会や児童虐待に関する研修を行い、資質の向上を図ります。委員より個別ケースの相談があった場合は、関係機関と情報共有しながら連携し、各家庭の支援体制について協議を行います。 また、住民が委員に相談しやすい関係が持てるよう、委員の活動に関する周知・啓発を行うなど、地域の身近な相談者としての機能が十分に果たせるよう活動を支援します。	

第5章 子ども・子育て支援のための事業計画

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項

子ども・子育て支援事業計画では、子どもの動向や保護者の就労状況等をふまえ、今後必要となる幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育施設、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業等の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策、実施時期等を計画に定める必要があります。

国の基本指針をふまえつつ、これまでの子ども人口の動向や保護者の就労状況等、令和6年2月に実施したアンケート調査、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の利用動向を勘案し、今後の方向を定める必要があります。

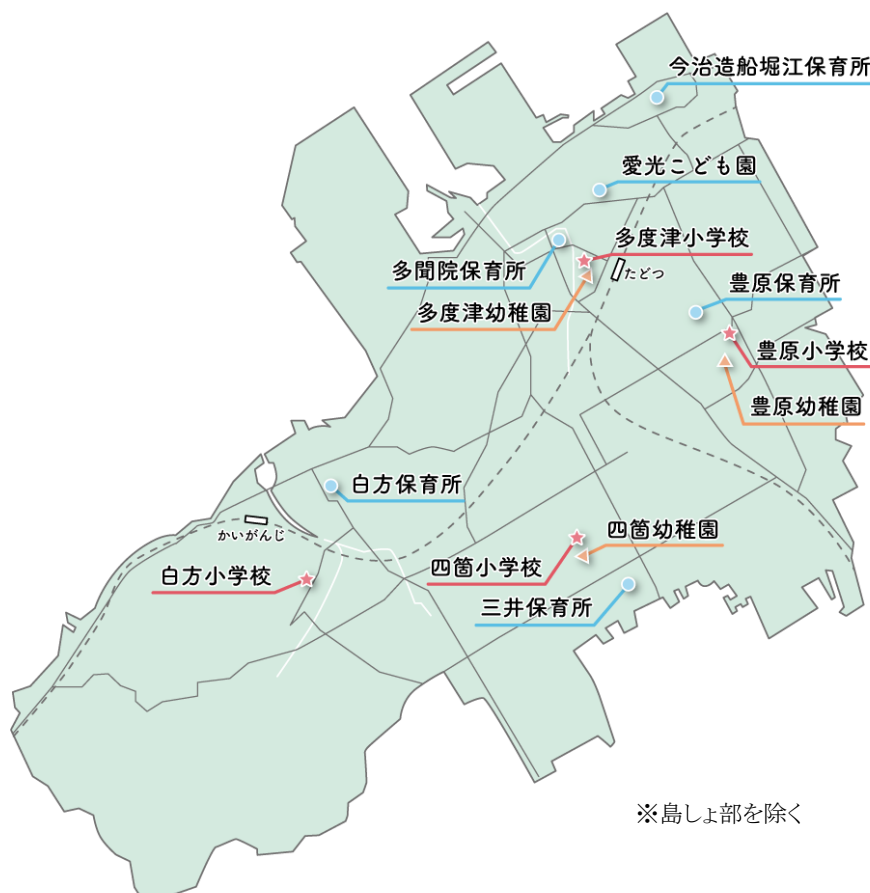
2. 子ども・子育てに係る事業量の見込み等の考え方

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情等をふまえて設定する必要があります。第2期計画では町内全域を1区域として設定しています。

本町の面積は24.39 km²と、県内で4番目に小さいコンパクトなまちで、このコンパクトさを活かした様々なまちづくりを展開しています。

人口規模・人口の推移をふまえ、また、まちのコンパクトさというメリットを活かし、本計画においても、これまでと同様に町内全域を1区域として設定します。



(2) 保育の認定区分

子ども・子育て支援新制度においては、「保育の必要性の有無」に応じて、下記の3つの区分に認定し、利用可能な施設・サービスを決定する仕組みとなっています。

本計画においては、教育・保育施設等の利用について、その区分ごとに量の見込みや確保の方策について検討する必要があります。

認定区分	年齢	区分内容	主な対象施設
1号認定	満3歳以上	学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定		保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育の必要性あり)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育の必要性あり)	保育所 認定こども園 小規模保育など

(3) 量の見込みの算出

国の算出基準をもとに、アンケート調査の結果から教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業に対する利用意向を算出しました。算出した結果が現在の利用を極端に超える場合や反対に全く意向がないなど、現状と乖離した場合は、これまでの利用動向等をふまえ、見込み量を算出(推計)しています。

(4) 確保方策の考え方

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業における量の見込みに対し、サービス等を提供できるよう、確保方策を設定しています。なお、現在の施設定員やサービスの事業量と比較して、量の見込みが現状枠を上回る場合、令和11年度までに必要な事業量の確保をめざしつつ、実際の需要の把握にも努めます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付方法について、適宜検討を行っていきます。

3. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 3歳以上

1号認定、2号認定の利用者は増減を繰り返している状況にあります。

今後、子どもの数は減少していくものの、現在の体制を維持しつつ、子どもたちのよりよい健全な成長を大切にした教育を実施していきます。

また、認定こども園についても、引き続きニーズを注視し、確保方策を検討していきます。

1号認定（3～5歳：保育の必要性なし、幼稚園・認定こども園）

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	156	156	142	129

単位:人		令和 7 年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		109	97	92	88	87
②確保方策	特定教育・保育施設	368	368	368	368	368
	幼稚園	335	335	335	335	335
	認定こども園	33	33	33	33	33
②-①		259	271	276	280	281

2号認定（3歳～5歳：保育の必要性あり、保育所・認定こども園）

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	333	313	383	361

単位：人		令和 7 年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		271	240	228	218	215
②確保方策	特定教育・保育施設	460	418	397	361	354
	保育所	406	374	345	318	312
	認定こども園	54	44	52	43	42
②－①		189	178	169	143	139

(2) 0～2歳

3号認定の利用者数は減少傾向にあるものの、各年齢でみると0歳は横ばい、1歳は増減を繰り返し、2歳は減少傾向にあります。

児童数は減少していますが、保育施設に対するニーズは高まっている状況であるため、保育士の確保や質の向上に向けた施策・事業の充実を図っていきます。

3号認定（0歳：保育のみ、保育所・認定こども園）

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	48	49	47	46

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	46	44	43	42	40
②確保方策	特定教育・ 保育施設	46	44	43	42
②-①		0	0	0	0

3号認定（1歳：保育のみ、保育所・認定こども園）

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	87	91	73	81

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	66	74	71	69	67
②確保方策	特定教育・ 保育施設	66	74	71	69
②-①		0	0	0	0

3号認定（2歳：保育のみ、保育所・認定こども園）

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	107	97	98	80

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	78	68	77	74	72
②確保方策	特定教育・ 保育施設	78	68	77	74
②-①		0	0	0	0

4.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

各保育所・認定こども園のうち、計 5 か所で実施しています。

今後も、現在の実施体制を継続していきます。また、時間外保育の時間延長につきましては、保護者の就労状況等を把握しながら検討を進めていきます。

単位: 人日・か所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	2,092	2,046	2,099	2,061
実施か所数	5	5	5	5

単位: 人・か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		119	110	108	104	102
②確保方策	利用人数	119	110	108	104	102
	実施か所数	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

現在、小学校区ごとに町営の放課後児童クラブを設置し、私立を含め計 10 か所（支援の単位数）で実施しています。利用者数は増減を繰り返しつつ、増加傾向にあります。

今後も、現在の実施体制で継続した受け入れを行っていきます。

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	337	293	351	335
1年生	60	92	83	82
2年生	84	65	93	76
3年生	84	57	62	73
4年生	45	35	49	45
5年生	48	29	37	36
6年生	16	15	27	23

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	低学年	233	225	196	190	170
	1年生	69	82	59	64	58
	2年生	86	65	77	56	61
	3年生	78	78	60	70	51
	高学年	121	118	114	102	102
	4年生	52	52	52	40	48
	5年生	39	34	34	34	26
	6年生	30	32	28	28	28
	合計	354	343	310	292	272
②方策確保	登録児童数	354	343	310	292	272
	実施か所数 (支援の単位数)	10	10	10	10	10
②-①		0	0	0	0	0

放課後子ども教室

放課後子ども教室は、子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を、地域の協力を得ながら実施する事業です。

単位：か所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	0	1	1	4	6

単位：か所	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数	6	6	6	6	6

放課後児童対策の方針

共働き家庭等が増えるなか、放課後児童対策においては、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごすとともに、家庭の状況などによらず多様な体験・活動を行うことができるよう努める必要があります。国では、新・放課後子ども総合プラン及び放課後対策パッケージを取りまとめ、放課後対策を進めてきました。本町においても、下記の方針に基づいて、今後も引き続き、放課後児童対策に取り組めます。

取り組むべき項目	多度津町の方針
放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	今後も引き続き、運営方針、職員の配置体制や運営体制等を整えていきます。
放課後子ども教室の年度ごとの実施計画	今後も引き続き、運営方針、職員の配置体制や運営体制等を整えていきます。
連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	連携型をふまえた放課後子ども教室の実施について検討していきます。
校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	校内交流型をふまえた放課後子ども教室の実施について検討していきます。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策	可能な限り、小学校の余裕教室を活用していけるよう、教育委員会や学校関係者と協議し、学校教育に支障のない範囲で学校施設の積極的な利用について協力を求めています。
放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策	放課後児童クラブの充実を図り、目的を達成できるよう努めます。その際には、教育委員会と健康福祉課などの関係機関が協議し、連携を図りながら実施を進めます。

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う事業です。

■ショートステイ(短期入所生活援助事業)

保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった子どもを、児童養護施設などで預かる事業です。7日間を限度に利用可能です(宿泊を伴う)。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

令和5年度に実施か所が2か所となり、利用がありました。

今後の受け入れについても、3か所で受け入れを行う予定で、確保が可能です。また、必要な方に事業が行き届くよう、継続して事業の周知・啓発に努めます。

単位:人日/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	0	0	0	35

単位:人日/年・か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		31	29	28	27	26
②確保方策	延べ利用日数	31	29	28	27	26
	実施か所数	3	3	3	3	3
②－①		0	0	0	0	0

■トワイライトステイ(夜間養護等事業)

夜間養護等(トワイライトステイ)事業は、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

現在、多度津町内で実施はしておらず、実施体制としては確保しているものの、平成30年度以降、利用実績はありません。そのため、本計画においては、最小限の利用程度の量を見込むものとしませんが、必要な方に事業が行き届くよう、継続して事業の周知・啓発に努めます。

単位:人日/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用日数	0	0	0	0	0

単位:人日/年・か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保方策	延べ利用日数	3	3	3	3	3
	実施か所数	3	3	3	3	3
②－①		3	3	3	3	3

(4)地域子育て支援拠点事業

主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育施設などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対して支援を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

地域子育て支援拠点事業の利用者数は、令和2年度から令和4年度の新型コロナウイルス感染症蔓延期間中に減少した後、令和5年度に増加に転じています。

今後も、各施設の特色を活かした事業の展開を図るとともに、本事業の周知・啓発を図り、利用の促進を図ります。

単位:人回/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用回数	702	723	675	6,791

単位:人回/年・か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		6,275	6,172	6,275	6,069	5,862
②確保方策	地域子育て支援拠点事業	4	4	4	4	4
	その他	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

■幼稚園型

幼稚園や認定こども園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜日・日曜日、長期休業中に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

一時預かり事業の幼稚園型の利用者数は増減を繰り返しています。

今後も、全幼稚園で一時預かりを実施し、引き続き本事業の周知・啓発を図り、利用の促進を図ります。

単位:人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	4,323	7,498	7,580	7,039

単位:人日/年・か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号認定	5,948	5,293	5,020	4,802	4,747
	2号認定	0	0	0	0	0
②確保方策	延べ利用人数	5,948	5,293	5,020	4,802	4,747
	実施か所数	3	3	3	3	3
②－①		0	0	0	0	0

※本町の幼稚園はすべて公立のため2号認定(教育)については該当者なし

■幼稚園型以外

保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを、保育施設で受け入れ、保育を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

現在、3か所で幼稚園型以外の一時預かり事業を実施しており、利用者数は増加傾向にあります。

今後も、保護者のニーズに沿えるよう受け入れを行います。

単位：人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	70	139	193	241

単位：人日／年・か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		212	198	194	186	182
方策 ②確保	延べ利用日数	212	198	194	186	182
	実施か所数	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育施設などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

病児・病後児保育事業の利用者数は増減を繰り返しています。

今後も、提供にあたっては、近隣市町と連携しながら事業の実施・提供に努めます。

単位：人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	55	129	44	65

単位：人日/年・か所			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み			97	90	89	85	83
②確保方策	病児・病後児 対応型	延べ利用日数	97	90	89	85	83
		実施か所数	2	2	2	2	2
②－①			0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

現在、多度津町内で実施されておらず、利用実績もありません。

本計画期間内での実施予定はありませんが、ニーズを勘案しつつ、今後の事業実施について調査研究を重ねていきます。

(8) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

国が定める事業分類は、基本型・特定型、こども家庭センター型（令和5年度まで母子保健型）があります。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

子育て世代包括支援センター（町民健康センター別館ピーチ）にて実施しています。

今後も、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、さらには子どもと子育て家庭への包括的な支援を切れ目なく提供していきます。

単位：か所		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1

単位: か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	地域子育て 相談機関	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	0	1	1	1	1
	その他	1	0	0	0	0
② 確保方策	利用者 支援事業	基本型	1	1	1	1
		特定型	0	0	0	0
		地域子育て 相談機関	0	0	0	0
		こども家庭 センター型	0	1	1	1
		妊婦等包括 相談支援事業型	0	0	0	0
	その他		1	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◇◆

妊婦健康診査の公費助成(14回)、新生児聴覚スクリーニング、里帰り出産における償還払いを実施するなど、健診が受けやすい体制を整えています。

母子健康手帳を交付したすべての妊婦が受診できるよう、健診の勧奨に努め、安全・安心な出産につなげていきます。

単位: 人回/年・人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診延べ回数	1,389	1,414	1,263	1,057
妊婦数	129	116	156	91

単位: 人回/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,120	1,077	1,045	1,013	971
② 確保方策	1,120	1,077	1,045	1,013	971
②－①	0	0	0	0	0

(10) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、その他の援助を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

今後も県助産師会と連携し、生後2～3か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子どもの成長発達の確認や子育てに関する情報を提供し、健全な発育・発達の支援に努めます。

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問児童数	114	123	107	92

単位:人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	105	101	98	95	91
②確保方策	105	101	98	95	91
②-①	0	0	0	0	0

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問して、養育に関する相談、指導、助言を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

地区担当保健師及び子育て世代包括支援センター専任助産師が、養育支援が必要な家庭を訪問し、育児や家事能力の向上を支援します。

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問児童数	14	48	11	0

単位:人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	21	21	20	19	19
②確保方策	21	21	20	19	19
②-①	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

特定子ども・子育て支援に該当する世帯に対して、副食材料費の給付を行い、保護者の負担を軽減します。

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	10	7	5	4

単位:人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保方策	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■巡回支援

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

本計画期間内での実施予定はありません。

■特別支援

私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

今後も、町内の認定こども園と連携しながら、事業を提供していきます。

(14) 妊婦等包括相談支援事業(新)

妊婦等に対して、面談やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

母子健康手帳発行時に保健師が面接し、リスクアセスメントによる個別支援計画のもと、助産師や医療機関と連携し、包括的に支援に努めます。また、妊娠8か月時アンケートの内容により、面接や電話による支援を実施します。

単位:回/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ回数	-	-	-	94	80

単位:回/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		75	70	65	60	55
方策② 確保	こども家庭センター	0	70	65	60	55
	その他(業務委託等)	75	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

(15) 乳児等通園支援事業(新)

保育施設において、満3歳未満の入所していない乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談、並びに子育てについての情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

本制度実施予定の施設において余裕活用型を採用しており、保育士数や空き定員等の状況から、量の見込み数に応じた確保が困難な状況です。今後、保育施設の受け入れ体制を構築していき、事業を提供していきます。

単位：人日/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳児	0	24	36	36	24
	1歳児	0	36	48	48	48
	2歳児	0	36	60	60	48
	合計	0	96	144	144	120
②確保方策	0歳児	0	36	36	36	36
	1歳児	0	36	36	36	36
	2歳児	0	36	36	36	36
	合計	0	108	108	108	108
②-①		0	12	▲36	▲36	▲12

※量の見込み及び確保方策は、1月あたりの利用上限(人数)に12(か月)を乗じた数

(16) 産後ケア事業(新)

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細やかな支援を実施する事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

今後も、助産院や医療機関と連携し、産後に心身のケアや育児サポートなど、きめ細やかな支援の提供に努めます。

単位：人日/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	-	-	1	4	1

単位：人日/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	7	6	5	4
②確保方策	8	7	6	5	4
②-①	0	0	0	0	0

(17) 子育て世帯訪問支援事業(新)

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供、家事及び養育に係る援助、その他の必要な支援を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

現時点における計画期間内での実施予定はありません。今後、実施の可否について、検討していきます。

単位:人日/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	32	29	26	24
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	▲35	▲32	▲29	▲26	▲24

(18) 児童育成支援拠点事業(新)

養育環境等に関する課題を抱える児童について、児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言、その他の必要な支援を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

現時点における計画期間内での実施予定はありません。今後、実施の可否について、検討していきます。

単位:人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	32	29	26	24
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	▲35	▲32	▲29	▲26	▲24

(19) 親子関係形成支援事業(新)

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、その他の必要な支援を行う事業です。

◆◇現状・量の見込みと確保方策◆◇

現時点における計画期間内での実施予定はありません。今後、実施の可否について、検討していきます。

単位:人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	32	29	26	24
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	▲35	▲32	▲29	▲26	▲24

5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設であり、就学前教育・保育を一体としてとらえ、保護者の就労状況やその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れる施設で、令和7年4月に2か所目の施設が運営開始されます。

これをふまえて、現在の教育・保育施設の利用状況や利用希望に沿った適切な利用が可能となるよう、地域の実情や既存施設の状況等をふまえ、認定こども園の普及について、引き続き検討を行います。

(2) 保育士等の質の向上

子どもたち一人ひとりにとってよりよい保育を提供するため、保育士等の町内外の研修への積極的な参加を促進します。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。このことに留意し、量の見込みへの提供体制の確保と同時に、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会をめざし、地域社会ですべての子育て家庭を支えていけるよう、地域子ども・子育て支援事業及び子育て支援施策を推進していきます。

(4) 幼稚園・保育施設と小学校等との連携について

一貫性のある教育・保育を提供できるよう、幼稚園、保育施設、小学校、中学校の連携を推進します。

第6章 推進体制

1. 計画の周知

町ホームページや「広報たどつ」を通じて、取組や事業内容の周知に努めます。また、地域全体で子育て支援に取り組んでいくという気運を高めるため、本計画の理念や方針等を広く周知していきます。

また、子ども自身の主体的な参画を得るためにも、関係機関と連携して計画の周知に努めます。

2. 関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、関係する分野が多岐にわたるという特性があります。施策を複数の担当課で推進するものなどもあり、庁内の関係各課と連携・協働して本計画を推進していきます。

また、その他の子育て支援に関わる様々な人たちとも連携・協働しながら進めていく必要があることから、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子愛育班、婦人会、PTA、地域活動組織など、子育てに関わる関係団体や関係機関と連携・協働を図りながら、子育て支援の充実に努めます。

さらに、国や県とも連携して、施策の推進を図ります。

3. 計画の進行管理

この計画（Plan）を推進していくにあたっては、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果をふまえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画の進行については、今後も毎年度の進捗状況の把握・点検を行い、それに対する意見を関係団体や関係機関から得ながら、適時、取組の見直しを行います。

また、計画の終了時には、実績調査や次期計画策定のためのアンケート調査を通じ、本計画終了時の最終的な達成状況等の調査を行うことで、続く新たな計画策定に際して可能な限り本計画実施の成果を活かすよう努めます。



第7章 資料編

1. 多度津町子ども・子育て会議委員名簿

所 属 等	氏 名	備 考
多度津町議会議長	小 川 保	
	金 井 浩 三	令和7年2月19日より委嘱
多度津町議会建設産業民生常任委員会委員長	兼 若 幸 一	
	門 秀 俊	令和7年2月20日より委嘱
多度津町医師会代表	中 野 一 郎	
多度津町民生委員児童委員協議会会長	亀 山 正 則	
多度津町主任児童委員	安 藤 文 子	
多度津町母子愛育会会長	中 北 麻 子	
多度津町婦人連絡協議会会長	隅 岡 美 子	
多度津町PTA連絡協議会会長	村 岡 善 邦	
多度津町地域活動連絡協議会会長	野 澤 かおり	
多度津町保育所連絡協議会会長	池 内 順 子	
多度津町社会福祉協議会常務理事	新 明 和 典	
多度津町教育長	三 木 信 行	会 長
多度津町幼稚園長会会長	橋 田 美穂子	
多度津町小中学校校長会会長	有 木 秀 樹	

2. 用語集

あ行

●アセスメント

個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。

●育児休業給付

雇用保険の被保険者が育児休業取得中に、要件を満たした場合に受けられる手当のこと。

●育児休業制度

原則子が1歳に達するまで、申出により取得できる休業制度のこと。

●医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

か行

●かがわこどもの駅

妊婦や子育て家庭が安心して外出できるよう、おむつ替えができる設備（ベビーベッド、ベビーシートなど）、授乳の場、こども用トイレ（補助便座、ベビーキープを含む）、妊婦用駐車場（高齢者用、障害者用との共用の場合もある）の4つのうち2つ以上の設備が整っている県内施設を、「かがわこどもの駅」として香川県が認定し、妊婦や子育て家庭にやさしいまちづくりを進めている。

●核家族

夫婦のみ世帯、夫婦と子世帯、ひとり親と子世帯のこと。

●確保方策

量の見込みに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期のこと。

●家庭的保育

保育者の居宅等で主に3歳未満の少人数の乳幼児を対象に小規模に行われる保育のこと。保育形態は保育所と同様の通常保育であり、日々同じ子どもが通い、約8時間の保育を受けるもの。

●教育・保育提供区域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。

●合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

●子育て

子どもにはもともと育つ力があり、自分を成長させようとする力を持っていることを認識するとともに、それを親や周囲の大人が支援する「子育て」をすること。

●子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。

●コーディネーター

複数の主体が関わる事業などが円滑に進むよう、情報連携や業務の調整などを行い、つなぎ役をする人や機関のこと。

●こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う機関のこと。令和4年に改正された児童福祉法等により、令和6年4月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされている。

●子ども家庭総合支援拠点

子ども家庭支援員を配置し、子どもとその家族及び妊産婦等の相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、適切な支援につなげていく機関のこと。

●子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために平成27年4月から始まった制度。

●子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての量の見込みと確保方策を記載した計画。

●子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

●子ども第三の居場所

様々な困難な状況（生活困窮、家庭環境面、発達面、学校になじめない等）にある子どもたちに対し、放課後を中心に新たな居場所を提供し、子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会とかかわる力、生活習慣、学習習慣、その他将来の自立に向けて生き抜く力を育むもの。

●子どもの権利

子どもが生まれながらにもっている人権であり、義務と引き換えに与えられるものでも、何かをしないと取り上げられるものではないもの。

●子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約における児童に関する権利を、児童の権利の尊重及び確保の観点からより具体的に規定したもの。1989年の国連総会において採択され、1990年に発効し、日本は1994年に批准。

●こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（旧子どもの貧困対策推進法）

貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備して、子どもの貧困対策を総合的に進めることを目的とする法律。

●子どもの貧困率

子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。

●コーホート変化率法

各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

さ行

●里親制度

児童福祉法に基づき、親の病気や経済苦など、様々な事情により家庭で生活することのできない子どもを自らの家庭に迎え入れ、あたたかい愛情の下で養育する公的な制度。

●事業所内保育事業

地域型保育事業の1つで、企業・病院などが職場の労働力確保と福利厚生サービスの一環として、事業所内の建物などの一部を使用して行っている保育施設で、事業所などの就労者の子どもに加え、地域の子どもの入所対象としている。

●次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、地方自治体や事業主による行動計画の策定等、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを目的とした法律。令和 6 年改正により、令和 17 年 3 月 31 日まで延長された。

●実費徴収

毎月の保育料以外で施設が独自に給食費、通園費、その他（遠足等の園外活動費、学用品費・教材費、制服等の被服費等）を徴収すること。

●児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉によるおどしや無視）、ネグレクト（育児放棄・怠慢）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。

●児童心理司

子どもや保護者等からの相談に応じるとともに、児童に対して、診断面接、心理検査、観察等によって心理診断・心理判定を行う他、心理療法、カウンセリング、助言指導等を行う。

●児童発達支援

児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づき、障害のある子どもに対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するもの。

●児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童や、父が死亡した児童などを監護している母又は養育者に支給される手当。

●児童養護施設

児童福祉法で定められた児童福祉施設の一つで、保護者がいない、虐待されているなど家庭における養育が困難で、保護を必要としている子どもを入所させて養育する施設。

●住民基本台帳

住民基本台帳法により各市町村に作成が義務づけられる公簿。その市町村に住所を有する個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、作成される。氏名、生年月日、性別、住所などが記載され、その市町村の住民に関する事務処理の基礎となるもの。

●就業率

15 歳以上人口に占める就業者の割合。なお、就業者とは、実際に働いている人（従業者）と休業者を合わせたものをいう。

●出生率

一定期間の人口千人に対する出生数の割合。

●主任児童委員

他の民生委員・児童委員と協力して子どもや子育てに関することなど、児童福祉に関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委員。

●生涯学習

一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習のことを指す。

●食育

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

●自立援助ホーム

児童福祉法第6条の3に基づき、児童の自立を図る観点から義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居。

●新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを内容とした放課後児童対策のプラン。

●スクールカウンセラー

臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う者。不登校やいじめ、親子関係、学習関連など様々な問題や心の悩みを抱えた児童・生徒に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して心のケアや早期の立ち直りを促す。

●スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者。問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。

●スクリーニング

問題の未然防止のために、データに基づき、潜在的に支援の必要な子どもや家庭を適切な支援につなぐための識別のこと。

●スタートカリキュラム

小学校へ入学した子供が、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムのこと。

●償還払い

一旦費用の全額を立て替えて支払い、その後申請により負担割合に応じた金額を払い戻す仕組みのこと。

た行

●男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。

●地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。

●地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業のこと。

●地域子育て支援拠点

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組を行う拠点。

●地域福祉計画

地域の福祉を推進するため、主に、地域活動における地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向を定める計画のこと。

●地産地消

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費すること。

●特定教育・保育施設

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のこと。

●特別支援教育

LD（学習障がい）、AD／HD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症等発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

●乳幼児突然死症候群（SIDS）

何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なるもの。

●認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防火管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。保護者の就労等のために子どもを家庭で保育できない場合に、0歳児から小学校就学前までの子どもを預かる保育所。

●認定区分

「特定教育・保育施設」等での教育・保育の利用を希望する子どもが、申請して受ける認定の区分のこと。認定には3つの区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われる。

- ・1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子どものこと。
- ・2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。
- ・3号認定：3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。

●認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

は行

●働き方改革

働く人が、それぞれの事情に応じ多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などを図る取り組みのこと。

●パブリックコメント

政策等への市民参加の方法の一つとして、政策に関するものの内容について、広く市民意見や提案を募集する手段のこと。一般的に「市民意見公募手続」や「市民意見提出手続」などと訳される。

●バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として使用されていた。現在では、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

●ブックスタート

「絵本」絵本を楽しむ「体験」をセットでプレゼントすることで、赤ちゃんと保護者が絵本にふれあうきっかけをつくる活動のこと。

●保育の必要性の認定

保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組み。保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

●放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、放課後、小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるよう地域の人々の参画を得て、交流活動や様々な体験・学習活動を実施するもの。

●放課後等デイサービス

就学している障がいのある子どもを通所させて、放課後や学校の休業日に生活能力向上のために必要な訓練と社会との交流の促進、その他必要な支援を行う事業。

●保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

●母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等からの生活上の相談に応じ、就労支援のほか、各種手当の受給、就業や子どもの修学に関する貸付等ひとり親家庭等の自立と経済的な安定に向けた制度の案内や情報提供を行う。就労支援では、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行う。

ま行

●未婚率

国勢調査における指標で、「15 歳以上人口に占める未婚者数の割合」のこと。

や行

●要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。

ら行

●ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、成年期、老年期など、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

●療育

障がい児や発達に課題のある子どもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、かつ社会的自立生活に向けて、医療的配慮のもとで育成されること。

●量の見込み

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、将来必要となる利用人数を見込むこと。

●リスクアセスメント

リスクアセスメントとは、危険性を特定し、それによる被害や発生する可能性の度合いを組み合わせ「リスク」を見積もり、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決め、リスクの除去又は低減の措置を検討するもの。

●リーディング DX スクール事業

GIGA スクールの標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を十全に活用し、児童生徒の情報活用能力の向上を図りつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や校務 DX（デジタル技術の活用により、教育現場の業務を変革していくこと）を行い、全国に事例を展開する事業。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

英数

●ICT

Information & Communications Technology の略。情報通信技術。

●PDCA サイクル

「Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方の一つです。

●JET プログラム

外国の青年を招致し、地域レベルの国際交流の進展や語学教育の充実を図ることを目的とした世界最大規模の人的交流プログラム。

●GIGA スクール構想

児童・生徒1人に1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する取組のこと。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現させる構想。

●ALT

外国語が母語である外国語指導助手のことで、Assistant Language Teacher の略称。

第3期多度津町子ども・子育て支援事業計画

発 行：多度津町 健康福祉課

住 所：〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番 95 号

T E L：(0877) 33-1134

F A X：(0877) 33-2550